

第五十八回
国会

参議院沖繩及び北方問題等に関する特別委員会、地方行政委員会連合審査会会議録第一号

昭和四十三年五月二十一日(火曜日)
午後一時十六分開会

委員氏名

沖繩及び北方問題等に関する特別委員

委員長 伊藤 五郎君
理事 増原 恵吉君
理事 山本茂一郎君
理事 岡田 宗司君
理事 佐多 忠隆君
理事 黒柳 明君
理事 井川 伊平君
理事 植木 光教君
理事 内田 芳郎君
理事 大谷 賛雄君
理事 北島 教真君
理事 小柳 牧衛君
理事 近藤英一郎君
理事 田中 茂穂君
理事 平泉 渉君
理事 安井 謙君
理事 山本 利壽君
理事 稲葉 誠一君
理事 川村 清一君
理事 野々山一三君
理事 森 元治郎君
理事 吉田忠三郎君
理事 山田 徹一君
理事 片山 武夫君
理事 春日 正一君

地方行政委員

委員長 津島 文治君
理事 船田 謙君
理事 吉武 恵市君
理事 鈴木 壽君

出席者は左のとおり。

沖繩及び北方問題等に関する特別委員会

委員長 伊藤 五郎君
理事 増原 恵吉君
理事 山本茂一郎君
理事 佐多 忠隆君
理事 黒柳 明君

委員

植木 光教君
大谷 賛雄君
北島 教真君
小柳 牧衛君
近藤英一郎君
平泉 渉君
山本 利壽君
川村 清一君
山田 徹一君

地方行政委員会

委員長 津島 文治君
理事 船田 謙君
理事 吉武 恵市君
理事 鈴木 壽君

委員

高橋文五郎君
林田 正治君
林田 悠紀夫君
林 虎雄君
松澤 兼人君
松本 賢一君

国務大臣

自治大臣 赤澤 正道君
国務大臣 田中 龍夫君

政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君
内閣法制局第三部長 荒井 勇君
総理府特別地域連絡局参事官 加藤 泰守君
厚生省環境衛生局長 松尾 正雄君
厚生省医務局長 若松 栄一君

事務局側

常任委員会専門員 瓜生 復男君
常任委員会専門員 鈴木 武君

説明員

文部省初等中等教育局審議官 佐藤 薫君
農林省農地局管理部長 中野 和仁君

自治省行政局行 政課長 林 忠雄君

本日の会議に付した案件

○小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〔沖繩及び北方問題等に関する特別委員長伊藤五郎君委員長席に着く〕

○委員長(伊藤五郎君) ただいまから沖繩及び北方問題等に関する特別委員会、地方行政委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が連合審査会の委員長の職をつとめます。

それでは、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案を議題といたします。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○船田謙君 私は、この暫定措置法を中心にしたしまして、なお近い将来に予定されております復興法のアウトラインなどにつきまして若干の質問をさせていただきます。

まず最初に、土地の所有権の問題でございますが、主として総理府総務長官並びに関係の政府委員の方にお尋ねしたいと思います。

一番目は、旧島民の土地の所有権につきまして、この協定の五条三項、あるいはこの法の九条、第十三条等の趣旨から、昭和二十一年一月以降の施政権分離によってもそれが消滅しないで、基準日の状態が凍結されたまま持ち越されて、今回の復帰とともにその状態が復活すると解釈してよろしいかどうか。つまり、土地の所有権の点につきましては、復帰後何らの手続あるいは申し出等をしていないでも自動的に復活するものであると考えてよろしいかどうか、お尋ねいたします。

○国務大臣(田中龍夫君) 二十数年間、荒廃に陥りておりました小笠原が復帰いたしましたら、この現住の島民の生活の安定保護をはかりますと同時に、戦前に住まっておられました方々の権利を保護することが、これがやはり非常に重大な問題でございます。さような意味におきまして、この五条なりなんりの規定を設けた、かような次第でございます。

○船田巖君 そうしますと、旧島民の基準日における所有権というものは、今回の復帰によって自動的に申し出も何もしないでも——復活したと考へてよろしゅうございませうか。

○国務大臣(田中龍夫君) 当然に自動的に権利は復活いたします。

○船田巖君 同様に、この法の第十三条の關係ですが、耕作を目的とする地上権、永小作権または賃借権でも、もし基準日から施行後一年までの間に権利が消滅しておるものについて書いてございませうけれども、消滅してないものであるならば、その権限は所有権と同じように復帰とともに自動的に返るものと考えてよろしゅうございませうか。

○国務大臣(田中龍夫君) さようでございます。

○船田巖君 次に法の十三条の第一項に基づく、いわゆる特別賃借権の申し出を所定の期間内に賃借権者が行なわなかった場合、その場合はその権利は消滅してしまつて、それ以後は旧島民の土地所有者の処分は自由であると考えてよろしゅうございませうか。

○国務大臣(田中龍夫君) 消滅いたしましたものにつきましては復活いたさない、こういうふうな考え方でございませう。

○船田巖君 次に、現島民の法定賃借権の存続期間でございますが、それは借地法の規定にかかわらず施行の日から十年と法の九条に規定がございませう。で、特別賃借権のほうにつきましては存続期間について定めがございませうけれども、これはどういふわけでございますか。いわゆる永小作権と考へ得るものであるかどうか。

○国務大臣(田中龍夫君) これらの問題につきましては、立法いたしました担当官からさらに詳細なる説明をいたさせます。

○政府委員(加藤泰守君) お答えいたします。九条の「賃借権の設定」の場合十年の期間と定めておきまして、その借地法の第二条第一項の本文の規定を排除してございませうが、その關係は、借地法では堅固な石づくりの建物等につきましては六十年、その他は三十年という期間が定められております。その規定を排除する意味で十年としたわけでございます。そういうことでございませうが、十三条のほうは、これははっきり書いてございませうに、特に期間の定めのない契約というふうに考へております。

○船田巖君 そうしますと、法定賃借権のいわゆる九条のほうですけれども、十年を過ぎた後にも土地の所有者から返還を迫られた場合にはこれに対抗できるわけでございますか。

○政府委員(加藤泰守君) 九条の二項におきましては借地法の第二条第一項本文だけを排除しております。したがって、いまの契約の解除の問題につきましては、これは借地法の普通の規定が働く、こういうことでございませう。

○船田巖君 次に、法定賃借権者の占用のために、帰島した旧島民の土地所有者が、法の十一條によつて、国有地について代替地の貸し付けであるとかまたは交換等を要求した際に、その貸し付け料あるいは交換の条件などにつきましては、法定賃借権及びその賃借料との間にバランスをとつて特例措置のようなものを講ぜられるかどうか承りたいと思ひます。

○政府委員(加藤泰守君) 第十一条におきまして国有地の貸し付けをあるいは交換をいたします場合におきましては、国有地の適正な料金といひますか、そういうものあるいは国有地の適正な価格によつて交換する、あるいは貸し付けるといふことになるのは当然でございます。九条のほうの法定賃借権にかかわる賃料は、もちろんその当該土地の賃料の關係でございますので、そちらの適正

な賃料といふことを予測しております。この両者に特に関連を持たせるつもりはございません。

○船田巖君 次に、土地の所有権については、復帰によつて、先ほど言われたように、自動的に復活すると、こう考へられるわけでありませうけれども、基準日当時における漁業権者の権利は、これは消滅したと考へられるわけでしょうか。また漁業権者の権利はあらためて出願の手続をしないといふ復活しないようになっているように思ひますけれども、そういう根拠はどこにあるのかお教え願ひたいと思ひます。

○政府委員(加藤泰守君) 漁業権につきましては、これはいわゆる私法的な關係でございます。これは、一応解釈いたしましたのは、二十一年の一月二十九日に行政権分離されました日本の法令が及ばなくなりました。それがさらに平和条約の三条によりましてアメリカに施政権が渡つたという關係から、さかのぼりまして、一月二十九日以降は漁業権は消滅しているというふうに考へております。

○船田巖君 つきましては、漁業権そのものの考へ方といひましては、いまと同じような考へ方になるわけでございますが、ただ、漁業権の、實際のあそこにある漁業権は期間が二年くらいであったと思ひますので、その限りで消滅しているわけでございます。ただ、そういう権利を持つておる方々が今後再びその権利を取得したい、こういう場合におきましては、特に特殊の事情がございませうので、優先順位を与える、こういうふうに措置したわけでございます。

○船田巖君 次に、行政關係のことについて主として自治大臣にお聞きしたいと思ひます。

法の第十八条では全小笠原諸島について一村制をとられるようになっておりますけれども、行政上無理はないかといふことでございませう。また、戦前のように、小笠原支庁直轄地域といふものを設ける必要はないかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(赤澤正道君) 地方自治と申しまして

も人間がいふわけでございますので、いまとやかく言つても始まらぬわけですから、村という形を一応整えて、だんだん帰島する方々ができましてからやつぱり普通の地方公共団体の形をとることになるだらうと思ひます。

○船田巖君 そうしますと、復帰を待ちまして将来は幾つかの村ができる可能性もあるという意味でございますか。

○国務大臣(赤澤正道君) そのとおりでございます。

○船田巖君 それから、村長職務執行者の任命につきまして都知事が自治大臣の同意を得ることになつております。これはどういふ理由によるものか、お聞きしたいと思ひます。たとえば八郎潟の大潟村については知事だけの任命になつておるようには思ひますけれども、この間のことをお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(赤澤正道君) 行政執行にあつて小笠原の場合は特に国が関与しなければならぬ面が非常に大きいと思ひます。そういうことからそういう方法をとつておるわけでございます。

○船田巖君 いまの現地でカウンスルといふのか、いわゆる五人委員会からだんだんに村政審議会に移行して、さらに将来は村議会の設置にまで発展するといふ一つの過程があると思ひますのでありますが、その過程の構想を、どういふふうになつていくかといふことをお聞きしたいのであります。

つまり、旧島民の帰島者の数がどの程度の段階になつたら村議会や村長選挙が行なわれるか。これに關しましては法の二十条に「自治大臣の指定する日」と書いてございませう。それはいつごろに目標を置いておられるかお聞きしたいと思ひます。

○説明員(林忠雄君) 現在は現地に約二百人の島民の方がおられるわけでございますが、復帰いたしましたして、旧島民の方々がその現地の復興と相まつて次々と帰島していかれる。帰島してまいりましてある程度の島民ができ、ある程度の社会ができまして、それで独立の村として体制が整えら

れる段階になった時期を見計らつてこの指定をするという構想でございますが、いま御質問のように、大体いつだということ、実はこれは推測することが非常に困難でございます。復興事業の進み方いかん、それから旧島民の方々が帰られる時期その他をならみ合わせまして、大体何人帰つたということも非常に困難だと思いますけれども、隔られた方と現地にできます社会とそれを見合せて、一日も早く自治法上の完全な村になる、その日を待つわけでございます。ただいまの段階で二年先、四年先ということはおちよつと申し上げかねるかと思ひます。

○船田 閣下 次に、国のつくります小笠原総合事務所、これは国家行政組織法上どういう性格の機関であるかということをお聞きしたいと思ひます。また、この総合事務所が行なうべき国の行政事務にはどんなものがあるかということですが、いまこの法によりまして、自治大臣がこの事務所については管理権と職員任命権を持つておられますが、同時に各省の長はその所掌事務に關しまして同じく総合事務所長あるいは総合事務所職員に対する指揮監督権を持つておるわけでございますが、この間の調整をどのようにはかっているかということについてお聞きしたいと思ひます。

○説明員(林忠雄君) 国家行政組織法の原則によりまして、各省庁はそれぞれその所掌の事務について出先機関を設けることができるようになっております。地方支分部局を設けることができるようになっておりますが、その場合は、各省庁それぞれの職権の幅の中の出先機関ということになります。ところが、小笠原が復興いたしましたところ、戸籍の事務にいたしまして、植物防疫にいたしまして、それぞれの各省の事務は現地で処理しなければいけない仕事は相当各省にわたつてたくさんございます。そこで、国家行政組織法の原則によりまして、その必要な仕事の数だけの出先機関をどうしても置かなければいけないということになる。ところが、きわめて限られた区域

に、しかも復興を総合的にやつてまいります必要上、そういうたくさんのお出先機関を、しかも非常に小さい出先機関を現地に設けることは行政経済上も不経済でもございまして、また、復興を一貫的にやつていくという場合にも支障があると考えまして、いわば国家行政組織法の特例といたしまして、この二十六条の一項に書いてございまして、この「国の行政機関の権限に属する事務を処理するため、現地の総合行政機関として」という、この機関の性格をはつきりあらわした条文をここに書いてございまして、つまり、国家行政組織法の原則によつて各省それぞれの仕事のための出先機関ではなくて、それらを全部処理できる出先機関をそこに暫定的に設けるという意味でございまして、そこで御質問の「自治大臣の管理」ということが書いてございまして、そういう各省の出先を兼ねたような性格のものを設けまして、また、それは国家行政組織法では、国家の所屬でない職員任命権とか、あるいは予算執行の世話とか、そういうことができませんので、將來小笠原の復興は自治大臣において取りまとめを進めていくという考え方もありますので、一応自治大臣の管理とする。したがつて、まあ、この管理というの、その取りまとめと申しますか、お世話係という感じでございます。そして、したがつて、任命も自治大臣が独自でやるわけではございませんので、ここに書いてございまして、それぞ

れの「関係行政機関の長と協議して」というのは、農林関係の仕事であれば農林大臣と協議して、そのほかの専門の人をそこに任命する、そういうような構成を考えておりますし、それから内部機構につきましても、自治大臣独自で定めるわけではなくて、関係行政機関の長と相談して定める、こういう処置をとつていくつもりでございます。したがつて、仕事としては各省の仕事は全部そこでやれますものから、各省庁の関係行政機関の長は、それぞれに直接に指揮監督ができるということにこの二十八条に規定いたしました。取りまとめ申せば、国家行政組織法にはないような

姿の一つの総合的な出先機関という構想をもつて条文をつくらせてございまして。
○船田 閣下 東京都知事が去る五月十七日の記者会見で、小笠原支庁長と村長を兼務をさせて、その者をあわせて国の総合事務所の次長とすることについて自治省の基本的了解を得たというふうなお話があったようでございまして、事実かどうか。もしそうだといたしましたときに、その次長は、身分上国家公務員の地方事務官になるのか、あるいは都職員として残つておるのかということをお聞きしたい。

○説明員(林忠雄君) 国の総合出先機関のほかに、東京都としても、現地の地域における行政というもののために出先機関を設けられることは当然予想されますし、現在都とも、御相談の中では、都が都政をこへ地方自治法上の支庁を設けるといふ御予定のようでございまして、そうしますと、国の行政機関と都の行政機関が別々に独立をして別々の職員で仕事をするという場合よりも、それはある程度その間の連絡を密にして一体的に仕事をするほうが、より現地の復興その他のためによからうということで、都とも御相談を進めておられて、いまお話の出ました都知事のお話のような線で大體話は進んでおります。その場合は、身分的には都の職員という身分をちゃんと保有したまま、また国の職員の身分もあわせ持つ。地方公務員と国家公務員の身分をあわせ持つということも、これを、この法律に基づきます政令でそういうことができる根拠を設けて、双方の身分をあわせ持つというふうな取り扱いにする予定でございまして。

○船田 閣下 現在島に在る島民と、今後帰島する旧島民との間に、あるいは感情的な問題であつれど、島民が生じるおそれもないわけではございませんが、それを生じないような措置をどのように考えておられるかということですが、それで、現在五人委員会が自治組織で、何と申しますか、秩序の維持、安寧の維持をしておられますけれども、いよ

いよ復興になりましたときには、当然そこに警察官の派遣というふうなことも考えられると思うんですが、いかがでございますか。
○説明員(林忠雄君) これは都のほうで、警察署を設ける、あるいは警察官を派遣するということが、現在お考えになつておるはずでございます。それで、通常の日本の内地と同じ体制のもとに治安維持はかつていくことになるかと考えております。

○船田 閣下 次に、これから出される予定の復興特別措置法ですが、復興法の制定のスケジュールについてちよつとお伺いしたいと思ひます。
大體、いつごろ成案を得て国会におかけになるか。また、もしつくとすれば、奄美群島復興特別措置法ですか、あれのように時限立法にされるかどうかということをおちよつと承りたいと思ひます。

○國務大臣(赤澤正道君) これはまだなかなかどうういふ形のものを出せるようになるかわかりませんが、しかし、次の国会での予算措置のこともあるものですから、内心はたいへん急いでおるわけでございます。めどとしては、一応予算要求のたてまえから言つて、大體概略のものは年内にという考え方でございまして、なかなか間に合ひかねるのじゃないかということをお慮しております。それから、この復興措置法をつくりまして場合には、やはり時限立法にしようと思ひます。

○船田 閣下 復興法では、やはり奄美方式によつて知事が計画案をつくられて、それを、内閣総理大臣がたとへば小笠原復興審議会みたいなものをつくつて、その議を経て決定して、都が主体となつて復興事業を行なつていく。これに対して国がかなりな高率の負担あるいは助成をしていく。そういう形になると理解してよろしうございませうか。
○國務大臣(赤澤正道君) 私、この間奄美へ行つてまいりましたけれども、奄美が復興しましたときと小笠原の場合と、まるで条件は違ふと思ひます。奄美はそれでも相当な人口があつたわけであ

けれども、今度はまるでないところから出発することになりますから、そのために、さらに国の責任がそれだけ重大になることが考えられます。

もちろん、都の一つの村というか公共団体でございまして、都としても十分これに對していろいろ御計画いただかなければなりませんけれども、国の持つ比重のほうがさらに大きいという判断のもとにものが進められることになっております。

○船田 次、医療問題につきまして、厚生省医務局長さんその他の方にお聞きしたいと思ひます。

米軍がいま万般の医療をやっておられますけれども、米軍の撤退後、日本人の医師を派遣する計画についてお聞きしたいのと、それからその医師が行きましたときに適当な医療施設があるかどうか。また、医薬器具や医療品等の補給の關係はどうなっておるか。

それからもう一つは、重症患者で、派遣した医師がどうしても手に負えないというときに緊急輸送をしなければならぬと思ひますけれども、聞くところによりますと、自衛隊はあそこへヘリコプターを二機整備しておくとのことでありまして、それがあてにできるかどうかというふうなことににつきまして聞きたいと思ひます。

○政府委員(若松栄一君) 従前の小笠原の医療は、米軍軍医並びにその助手、看護婦によつてまかなわれていたのをごいいます。その施設は、米軍が使用しておりましたが約七十坪の施設が残っておりまして、それに入院用のベッドも四ベッドございいます。したがって、施設としてはこれをそのまま使つてやうであるかと見ております。ただし、レントゲン機械等もございいます。すでにこれは非常に型の古いものでございまして、それらのレントゲン機械等をはじめとする若干の医療機械設備については、これは更新せざるを得ないであらうと考えております。

なお、医師、看護婦につきましては、これは内地から送つてやらなければならぬ。すでに、これも御承知のように、新聞紙上等で希望者の申し

出もあるようございまして、その処遇あるいは身分等について現在東京都において折衝中と承つております。

なお、重症患者等につきましては、従来グアム島の病院に飛行機で輸送しておりました。今後のやり方といたしましては、やはり父島にはヘリコプターがございまして、硫黄島には飛行機の発着ができるようございまして、それらの両方の輸送機関を利用する。あるいは、場合によつて船を、たとえば海上保安庁の巡視船というふうなものを利用するということも考えられております。従来の実績を見ましても、米軍のグアム島に輸送されたものは、心臓の病気の精密検査、ガンの精密検査、あるいは盲腸、痔、それからヘルニア等の患者が輸送されております。おそろしく同じようなものが内地で診療を受けることにならうと思ひます。それらの輸送の方法あるいは輸送機の問題につきまして、現在なお都と關係官庁が話を詰める段階になっておりまして、決定的な結論はまだ出ていない状態でございます。

○船田 次、それから、政府の調査団の報告など読んでみますと、現島民にわりあいと結核患者がいるというところもございまして、予防接種などの対策はどう立てていらつしやるか。もう一つは、本土との間、あるいは今度完全な外国になつてしまふ米領諸島との間の人の往來のときの検疫の問題はどうなるか、簡単にいいですからお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(若松栄一君) 結核が多いということもございまして、精密な結核の症状その他については私もまだ承知しておりません。しかし、この十年間死亡者が一人もございせんという状況から、おそらくそれほど重い結核患者はないものと存しております。で、各種の予防接種につきましては、これは従来から米軍の手で行なわれております。しかし、非常に閉鎖社会でございまして、最近伝染病等の出たためしがないようございまして、しかし、内地との交流等も行なわれますので、今後は日本内地と同じような程度で予防接

種等も行なわなければならぬと考慮しております。また、この米領との交通關係になりますと、当然外国との交通になりますので検疫が必要になってまいります。これは通常の例——まだこれ具體的にきまつておりませんが、通常の例から申しますと、診療所の医師を嘱託として検疫を行なわせるということにならうかと思つております。

○船田 次、内地との間の場合はどうでしょう、いまの検疫の問題です。

○政府委員(若松栄一君) これが内地に復歸いたしますと、もうこれは通常の検疫ではございませぬので、その間はいわゆる検疫法に言ひ検疫はなくなりまして。

○船田 次、私が心配しますのは、むしろ、あちからからこちらへ病気が入ってくるというよりも、いまおっしゃられたように閉鎖社会でわりあいと抗体等もないと思ひます。それで、こちらから入つていく人たちに對して何らかの方法で検疫をする必要があるんじゃないかということもございしますが、それはお考えになりませんか。

○政府委員(若松栄一君) 復歸いたしますと、同じ内地でございまして、これを検疫あるいは強制的な健康診断ということはむずかしいなうと思ひます。結局は、その早期診断でもって伝染病の早期発見並びに伝播防止というものをはかるといふことが必要になつてくると思ひます。

○船田 次、農地關係のことについて若干お聞きしたいと思ひます。

この暫定措置法では、農地法の施行に關しましては、法七条で、「通常の期間を考慮して」政令で日を定めることになっておりますが、この「通常の期間」というのは、どのくらいの期間を考へていらつしやるか。また、その期間を考へるにあつては、何か前例があるかどうかということをお聞きしたいと思ひます。

種等も行なわなければならぬと考慮しております。また、この米領との交通關係になりますと、当然外国との交通になりますので検疫が必要になってまいります。これは通常の例——まだこれ具體的にきまつておりませんが、通常の例から申しますと、診療所の医師を嘱託として検疫を行なわせるということにならうかと思つております。

○船田 次、内地との間の場合はどうでしょう、いまの検疫の問題です。

○政府委員(若松栄一君) これが内地に復歸いたしますと、もうこれは通常の検疫ではございませぬので、その間はいわゆる検疫法に言ひ検疫はなくなりまして。

○船田 次、私が心配しますのは、むしろ、あちからからこちらへ病気が入ってくるというよりも、いまおっしゃられたように閉鎖社会でわりあいと抗体等もないと思ひます。それで、こちらから入つていく人たちに對して何らかの方法で検疫をする必要があるんじゃないかということもございしますが、それはお考えになりませんか。

○政府委員(若松栄一君) 復歸いたしますと、同じ内地でございまして、これを検疫あるいは強制的な健康診断ということはむずかしいなうと思ひます。結局は、その早期診断でもって伝染病の早期発見並びに伝播防止というものをはかるといふことが必要になつてくると思ひます。

○船田 次、農地關係のことについて若干お聞きしたいと思ひます。

この暫定措置法では、農地法の施行に關しましては、法七条で、「通常の期間を考慮して」政令で日を定めることになっておりますが、この「通常の期間」というのは、どのくらいの期間を考へていらつしやるか。また、その期間を考へるにあつては、何か前例があるかどうかということをお聞きしたいと思ひます。

○説明員(中野和仁君) 旧島民が復歸いたします時期等もございまして、復歸いたしましたから、大体内地でありますれば、現在やつております開墾をいたしまして、竣工検査をいたしますのは大

体五年から七年かかります。その程度を考へております。

○船田 次、現島民の法定賃借權を認める土地で旧島民の農地にかかつているものがあるかないかということが一つ。それから、現島民で法

十三条の特別賃借權を認められるような者はいないかどうかというところが第二。それから第三点は、米軍にいま雇用されている者が離職をして収入の道がない。この法では三十条で優先的に政府關係、あるいは公共關係の機關の補助職員として雇ふことになっておりますけれども、それでもなお就労できないでやむなく農耕に従事しなければならぬという者が生じた場合に、そういう現島民の人が旧島民の農地に關して耕作權を得ることができるといふことが一つの問題です。

○説明員(中野和仁君) 法定賃借權と特別賃借權がダブつていふかどうかはちよつといふところのわかりかねます。

それから、調査によれば、現住民は家庭菜園的なものを多少やつていられる程度でございまして、特にこの法律に基づきまして申し出による賃借權を得るといふことはないと考えております。

○船田 三番目の、これはいままではないと思ひますが、もしこれからどうしてもほかに就労できなくて現島民が農耕に従事しなければならぬような羽目になつた場合に、旧島民の所有地に何らかの方法で耕作權を取得することができるといふ点について。

○説明員(中野和仁君) いま御指摘の問題につきましては、今後農業開発をやつていきます場合にどういふふうにしてやつていくか、その辺とも関連をしていくかと思ひます。たとえば、現行にありますような開拓パイロット制度を使ひまして開墾していく場合、入植させるといふことを考へた場合にはもちろん可能性はございまして、けれども、まだいまのところどういふふうの開墾していくかというところが判然といたしませんので、明確なお答えはできないと思ひます。

○船田 法の十三条の特別賃借權で「相当な

貸借の条件」といふのが書いてございますが、その「相当な貸借の条件」といふのは、本土の統制小作料の最低程度の額というか、それよりもつと安いこととお聞きしたいのです。

○説明員(中野和仁君) ここで申し上げております「相当な貸借の条件」と申しますのは、その現地の土地あるいは使用、収益の状況等一切の状況から客観的に判断するということになりうかと思ひます。その場合に直ちに小笠原に統制小作料を及ぼしませんので、農地法の適用をしばらく控えますので、その間は両者の話し合いでいろいろきめていきます。もめました場合には、知事のあつせんなり、そうでなければ裁判所で客観的な観点から相当な借地条件をきめる、こういうことになりうかと思ひます。

○船田謙君 次に、文教関係について若干お聞きしたいと思ひます。

現在、現地では九年制のラドフォード提督初等学校というのがある、そこで米国人教師が学校教育を行なっているようでありませうけれども、今後日本の公立小中学校となることによつて米国人教師が雇用できなくなると思います。したがつて、日本から日本の免許状を有する日本人の教師を派遣しなければならぬと思ひますが、その計画はどのようになつてゐるか。それから、現在までのところは学習指導要領も違つたわけでございます。また、現島民の子供は日本語の力も弱いと思われまゝで、その間の経過措置をどのようにされるかお聞きしたいと思ひます。

○説明員(佐藤嘉彦君) いろいろございまして、またお答えしたいと思ひます。

まず、現在の実態でございますが、児童生徒の数が全体で六十名でございます。教職員は校長も含めまして三人でございます。これはすべてアメリカ人でございまして、このほかに、パートタイムで、幼稚園の先生と日本学級の先生が二人おります。それから教育内容は、おっしゃるとおり本土とはだいぶ違つておまして、すなわち、本土の場合は小中を通じて、国語、社会というふ

うな各教科、あるいは道徳、特別活動、学校行事、四つございまして、現在のラドフォードにおきましては、いわゆる教科だけの教育でございます。しかも、それについても若干日本本土と違つたところがございます。教科書はアメリカのものでございまして、教授法は、教授のことは英語でございます。したがつて、日本語能力は当然低いわけでございます。そういうふうな実態でございます。そこで、子弟の教育の問題につきましては、あくまでも日本国民を育成するというふうな観点から、できるだけ本土と同じような小中高の教育を行なうたいというふうに基本的には考えております。しかし、お説のとおり、日本語が非常にに弱うございまして、その指導も考えましていろいろな特例措置を講ずる必要があると思ひます。まず、教育課程でございますが、これが具体的に論じましては、どの程度、どういふ範囲に措置を講ずるかは都と相談しましてきめたいと思ひております。

教科書につきましては、本土で使つておりますものを無償で供与したい、これは当然でございます。

さらに日本語の教育につきましては、別途、並行してやるべきであると考えております。

次に、教員の問題でございますが、具体的な教員の選考とか派遣計画は東京都することにしております。文部省として目下検討し得る問題は、教員定数をなるべく手厚くしたいというのが第一でございます。

第二に、その待遇につきましては、将来沖縄に在住することになるであろう他の国家公務員との関連も考慮しなければならぬ、なるべくそれらもあわせながら十分に手厚い待遇をしたいと思います。なことを考えております。できれば僻地手当の増額とか、あるいは教員住宅の建築なども考えられるかと思ひます。とりあえずはそういうことでございまして。

○船田謙君 現在グアムの高校や大学に留学している現地人の子弟がかなり——多少あると思ひま

すが、そういう者とか、あるいは現地のいまの九年制の初等学校を卒業した者が、復帰後に日本本土の高等学校なり大学なりに転入したいというふうな者が出ましたときにその取り扱いをどうするかということ、その場合資格の問題をどう考えるかということ、あわせてこれを特別な給費制度なり何らかの方法で奨学制度は考えられないだろうかという点についてお答え願ひたいと思ひます。

○説明員(佐藤嘉彦君) 生徒数は、現在グアム島におります二十名のうち、二年生、三年生は向こうで引き取つてくれますから、残つた問題は、グアム島の十名でございます。それからもう一つは、この六月に卒業します、ラドフォードを出ます十一名の人、合せて二十一名の生徒が対象になるわけでございますが、それについては、東京都では現地に高等学校をつくるという計画でありますので、具体的な進行を見まして文部省としても全面的に御協力をお願いしたいというふうに考えております。

それから、学費の問題でございますが、いまのところは、一応当然に適用されます日本育英会法の奨学金を適用するほかはない。また、大学の学生につきましては、できるだけ安い、いい寮を、大学の寮を世話するというふうな、自主的な面ではいろいろあつせんをするよりないといふところは考えております。

○船田謙君 この点につきましては、日本に施政権が返つてからかえつて悪くなつたやつたといふようなことにならないように十分配慮が望ましいと思ひます。

それから最後に、学校の生徒だけでなく、一般島民も日本語はほとんどできない、あるいは忘れてしまつたと思つたのでありますが、その日本語教育を中心としたしたいわけの公民教育と申しますか、社会教育の計画はどのようなものがあるかとお聞きせ願ひたいと思ひます。

○説明員(佐藤嘉彦君) まず、成人の日本語能力でございますが、おっしゃるとおり、非常に低うございまして——と言ひましても、戦前日本の学校

で教を受けた中高年齢層は大体読み書きができるが、しかし、二十歳代あるいは三十歳代はほとんど読み書きができない、こういう実態でございます。これに對しましては、文部省としてはとりあえず都と話し合ひながら三つの面をお考えしております。一つは、日本語教育講座の開設でございます。たとえば週二回くらい、一回二時間くらい、二十六週間、合計百四時間くらいは日本語の講座を開く。場所は学校あるいは集会所等を利用したい。講師は、先ほど申し上げたような相当手厚い待遇をする予定でございますので、その先生方に講師をお願いしたいと思つております。カリキュラムにつきましては、現在いろいろな資料がありますので、それらを参考にしながら都とよく話し合ひを進めて、つばなものをにつくりたいと思ひております。

第二は、録音テープによる自己学習を奨励したい。これは日立製作所がつくつてゐる「レッツ・ラン・ジャパニーズ」といふのがありまして、すでにテキストは現地に送つてあります。プレーヤーも現在向こうにあるといふことでありますから、そういうふうな録音テープを大量に送りまして自己学習の機会を大いに奨励したいというように考えております。さらに一般教養として、映画、映画その他をつくりまして、本土の実態その他を紹介するようないい映画をたくさんつくりたい。とりあえず三つのことを計画しております。

○委員長(伊藤五郎君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(伊藤五郎君) 速記を始めて。
〔委員長退席、地方行政委員長津島文治君着席〕

○船田謙君 いま私は日本語のことを申し上げたのですが、現島民の持つてゐる唯一の特技というのは、英語がしゃべれたり書けたりすることだと思ひます。そのほうの温存もはかつていかないと、彼らが就職その他で非常に不利になると思ひますが、その点はどうかでございますか。

○説明員(佐藤嘉彦君) お説のとおりでございます。

て、それについては労働省その他と相談しまして、適切に考えてまいりたいと思ひます。

○船田議員 終わります。

○鈴木審判 今の暫定措置等に関する法律案は、各方面の分野にわたりましたいろいろな規定をやっておりますので、問題は広範囲にわたっておりますのであります。ただし、私はきょうのこの場では地方行政という立場から、特にこの法案の第四章関係、第五章関係、これを中心にお尋ねをし、政府の所信についてはつきり何一つおきたいと、このように思ひます。

小笠原がいわゆる返還されて復帰することになって、新たにその区域でもって小笠原村をつくるということになっておるわけでありますが、具体的に条文のそれについてお尋ねをする前に、まず最初に、二、三政府の考えを聞きたいと思ひます。

昭和二十一年のいわゆる行政分離、これによって、それから、さらには昭和二十七年の四月の平和条約第三条、これによっていわゆる施政権というものが、日本のそれが及ばなくなったと、こういうことなっておりますが、これについてひとことではつきりさしていただきたいことは、これが日本の行政権が及ばなくなったことであり、施政権が及ばなくなったことであつて、領土としては、日本がそれをいわゆる割譲とか、そこを失つたということではないと、こういうふうにかへるものであります、その点いかがでございますか。

○政府委員(高辻正巳君) お答え申し上げます。ただいま御指摘の点は、確かに行政分離があり、それから平和条約の第三条による施政権の放棄というものがあつますが、ちょうど沖縄におけると同じように、われわれは領土権を、そのまゝ普通の意味における、つまり平和条約には領土権を喪失したものがそれぞれ規定してございますが、そういうものとは同一には考えられない。そういう意味で、日本は領土権を失つてはいない、こう考へております。

○鈴木審判 そういたしますと、沖縄でも、私も言つております、いわゆる潜在主権というものがあつた、と同様に、小笠原諸島に対してもそれがあつた、こういう主張は依然としてできると思ひますが、その点いかがでございますか。

○鈴木審判 結論は同じになるというふうに言われましますけれども、話を聞いております過程のことからしますと、お話の過程からしますと、いや、そうとも言えないんだというふうなこともおつしやつておるのであります、日本の領土であり、その日本の領土の中に一つの東京という区域がある。しかし、その一部分の小笠原に行政権——日本の行政等がそこには手が伸びておらない。ですから、その普通にはわれわれが言う区域の中で行政権が及ぶ、施政権が及ぶ範囲とは言われないかもしれぬけれども、いわゆる区域という、そういう形の中には当然入つておるのだというふうにかへるべきではないだろうかと思ひますが、重ねて、どうも少しなですけれども、簡単にひとつお願ひをいたします。

○政府委員(高辻正巳君) おつしやいますように、確かに、ただいま領土権の問題としてお話をございました。これは主権の及ぶ範囲の問題でございますが、その主権の作用のうち施政権が米國に属しておるということでございます、それを除いた部分、いわゆる残存主権、これが日本國に残つておる、こういう意味のことでありま。それが、それと同じように、小笠原なりその他の区域が東京都の区域に属するかどうかというものは、いまの問題とは別に、その残された國の主権として一体それをどう考へていくかということでございますが、すなわち領土権が属している、残つておるということ、区域が当然に東京都の区域に属するということは同じ断面での話ではなくして、確かに御指摘のような問題はございますが、領土権は残つておるから、それは東京都の区域に属するといふ問題には私はならないと思ひます。

○政府委員(高辻正巳君) 途中で、その領土権の範囲の問題と東京都の区域の——東京都と申しますか——いづれにしても、区域の帰属の問題とは同様に論法にいかないけれども、というところで、やや少し説明をつけ加えたのが不適当だったかもしれませんが、ただいまの問題だけに限定をいたしますれば、自治法の規定による「従前の区域による」という「従前の区域」、これは行政組織法上の行政区域の問題としては依然としてそうであるということをおし上げて差しつかえないと思ひます。

○鈴木審判 復帰した場合に、したがつて、扱いとしてはいわゆる未所屬の区域ではないのだと、こういう扱いになると思ひますが、それでよろしうございませう。いまのお答えからすれば、返つてきた場合にそれが未所屬の区域なんだと、それを今度東京都が東京都——どこかの区域に編入するといふ手続は、いまの長官のこととはからしますと不要になる、こういうふうにかへるのですが、その点どうか、こういうことでは。

○政府委員(高辻正巳君) ただいまのお話は、ちょうど奄美群島のときも同じ考へを持つたわけでございますが、自治法の規定の五条一項の規定

の適用から考へまして、やはり返つてくれば東京都の区域に属するということになる。その意味で、未所屬とは考へておらないわけでございます。

○鈴木審判 これは、いまこういうことを持ち出すのは変であります、この小笠原の返還ということがあつた際にこの所屬をどうするかということ、政府部内でだいたいいわゆる直轄論といふふうなものが出ましたね。すると、いまの考へ方、お述べになつたような考へ方からして、直轄論といふものはどうしてもやはり根拠が薄弱だと言わなければならぬと思ひますが、その点はどうですか。いまでも、直轄論はあり得ると、こういうふうにお考えですか、どうですか。

○政府委員(高辻正巳君) その問題は私も事実上多少関与いたしましたのでよく存じておりますが、この当然であるかどうかというところは、必ずしもすぐに東京都に属するものが当然であるということには私はならぬと思ひます。というのは、要するに、領土の問題と違ひまして、一定の区域の地城をどこに歸屬せしめるかというものは、まさに主権の作用としてどう考へてもいいわけではございませんので、それをどう考へるかというところは、当然一つの問題になり得る問題だと私は思つております。しかし、いままでの法制のあり方、東京都の区域のあり方、そういうことから言へば、東京都の区域に属させるのが当然であらう、自治法のたてまえもそうではないかというふうな言い方から言へば、それがいままでのたてまえであり、いままでの實際であつたといふことから落ちてくるといふことになる意味では、当然と言ひたい。さきか過ぎるかと思ひますけれども、そういう道が一つの道として考へられるのも無理からぬことであるといふふうにかへるわけでございます。

○鈴木審判 これはあなたはいまの結論としては、まあ東京都の都政の区域、あるいはいまの自治法のたてまえ、そういうものからして当然ということを使ひたがらないわけでありますが、当然東京都のほうに入るのだというふうになつてい

と、こういうふうに申されましたが、その前に一つ、施政権の問題であるから、区域をどこにつけようが、それはそのときのそれによって自由だということですね。これは国の一つのいわば施政権の——そういうことでは、あるいはそういうこともあると思うが、しかし、それも現行法なり現在の制度なり、そういうものが一体どうであるかというところによってやはりきまつていなければならぬ問題だと思ひます。もつとはっきり具体的に言う、かつて東京都の中に所屬しておつた地区だ、地域だ、それから自治法の中にも、新しい自治法ができた場合に、昔のそういう区域をそのままその区域としていくんだという規定があるわけですから、かつてにどうしてもいいんだと、どのような所屬のさせ方をしてもそれは自由だということな考えは、ちよつと行き過ぎではないだらうかと思ひますが、しかし、これはあなたの趣旨ではないのでありますから、ちよつと私はその点についてひつかかることもあるわけですが、いすれにしても、結局はあれですね、念を押しておきますが、当然従来の所屬しておつた区域に、今回も復歸に伴つて当然歸つてくるんだと、こういうたてまえをとるべきが筋であらうというふうに理解しておく、これでよろしゅうございしますでうか。

○政府委員(高辻正巳君) そのとおりでけっこうでございます。

○鈴木壽君 そうしますと、やはり直轄論というのは影を失つたかと思ひますが、論としてはあるいは残つてゐるかもしれぬが、実体としては消滅したかと思ひますが、そこで十八条についてお聞きしたいのであります。これは自治大臣にもひとつお答えをいただきたいのですが、「第五條第一項及び第七條第一項の規定にかかわらず」の「第五條第一項の規定」というのは、先ほど法制局長官が引用された「普通地方公共団体の区域は従来の区域による」ということ、二項もありまうけれども、一項はこれだと思ひます。それから「第七條第一項」というのは、「市町村の

廢置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならぬ」ということ、このうのであります。この規定にもかかわらず、「東京都に屬する小笠原諸島の区域をもつて小笠原村を置く」という規定があります。その規定を、第五條第一項、第七條第一項、この規定を引用しない、それには關係なく、この規定になつておるのではありませんが、そこら辺ひとつどういふのであるのか。さつきからお聞きしておりました、少なくとも東京都に屬するといふ問題に關しては、第五條第一項が適用されてしかるべきではないか、このように思ひますが、この規定があるにもかかわらず、この規定を表現のしかたをしておりましたから、そこら辺の問題ですね。第七條第一項についても同様であります。それからいふ、この「屬する」といふことは、さつきからお聞きしておりましたように、潜在的に所屬しておつたといふことを意味するのだから、それが今回の復歸に伴つていふは顕在化したといふ、そういう意味での「屬する」であるかどうか。

それからいふ一つは、小笠原村といふのはこれは新しい村でありますから、新しく村をつくるのでありますから、かつての大村とかといふ五カ村がございしたか、このうのもの、一体どこへ行つたのであるか、どうなつたのであるか、この点をひとつ自治大臣、法制局双方から見解を聞かしてもらひたい。

○政府委員(荒井勇君) お答え申し上げます。

この第十八條の冒頭のところで、「地方自治法第五條第一項及び第七條第一項の規定にかかわらず」と書いてございしますが、このうちの「第五條第一項の規定にかかわらず」といふ部分は、東京都に屬する、東京都といふ普通地方公共団体の区域が従来の区域によるという部分に、その適用について触れてゐる問題ではございせんので、これは第四章の章名をこらんにになりましたもおわかり

いただけますように、村の問題を取り上げてゐるわけでございます。で、その点は、戦前にございしたような、あるいは地方自治法施行の時点で、普通地方公共団体の区域として従来の五カ村がかりに存したとしたならば、従来の五カ村の区域によるのではないかと、この解釈が生まれてくる余地がありますけれども、そういうことはないので

それから「地方自治法第七條第一項の規定にかかわらず」といふ部分は、今回新しい小笠原村を置くわけでありまうけれども、この点も、従来の五カ村の廢置分合といふものについてこの七條一項以下に定めておりましたように、この五カ村を統合するといふような方式によるのではなくて、すなわち、それは「關係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出る」といふような方式ではなくて、法律自体がその設置をきめるという方式をとつてゐるわけでございます。そのように、従来の五カ村の区域によつて、あるいは五カ村が統合される手続について自治法の七條一項のよう規定が働くのではないので、それはこの暫定措置等に関する法律の第十八條の規定自体によつて、その法律の規定で設置されるというのを言つておるわけでございます。

で、御質問の第二点の、「東京都に屬する」といふ文言でございしますが、東京都といふ包括地方公共団体の区域がこの地方自治法第五條第一項の規定により「従来の区域による」のは、別段の立法がされない限りは當然のことでございますから、この法律の施行の日、すなわち、この復歸に關しますところの南方諸島及びその他の諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力の発生の日がこの法律の施行の日で、この協定の効力発生によりまして、平和条約第三條におきますような施政権といふものが日本側に返還されることによつて、これは當然に東京都に屬する、この法律の施行の日には東京都に屬するといふことになると同時に、この法律の施行の日には小笠原村

を置くといふことで、そこに書かれてゐるわけでございます。

それから、従来の五カ村はしからばどうなるのかといふと、この第十八條の規定によりますれば、この法律の施行の日には小笠原諸島の区域をもつて小笠原村を置くわけでございます。これと抵觸するやうな關係の地方公共団体の設置は、當然予定してゐないわけでございます。で、それは法律的に考えれば、昭和二十一年一月二十九日の行政分離の時点をもちて消滅したものと解するのが正當であらうと、この考へております。

以上であります。

○鈴木壽君 いわゆる旧大村等の従来の村、これが行政分離のあつたときから、昭和二十一年の一月二十九日からそれをもつて消滅しちやうんだと、このういふことでございしますか。それはいわゆる行政分離といふこと、これはどういふふうな考へるべきかといふことにも關係してくるものであります。それが、それによつて村そのものが消滅をしたと、このういふように言へるものかどうか、ちよつと私は問題があると思ひますが、いかがでございますか、もう一度。

○政府委員(荒井勇君) 小笠原諸島の行政は、先ほど申し上げました昭和二十一年一月二十九日の行政分離によりまして日本政府の管轄から離されたわけでございます。その点は、昭和二十七年の平和条約の発効によつて、追認といひますか、確認されたといふことになりました。その日本政府の管轄のもとから分離されたといふことによつて日本の法令の適用が不能な状態になつたといふこととございまして、日本の地方公共団体の存立の基礎を定めておりましたところの地方自治に関する法制といふものを行政分離の後においては適用され得ないといふ状態になつたといふことで、結局、存立の基礎を定めてゐる法令が適用されないといふこと、それから、その実体から見ましても、従来の住民といふものが全くない地方公共団体といふものは、その地縁団体であると同時に、そのういふ人の結合体でございしますので、そのうい

実体もなく、そうしてその法令の適用関係から言っても、自治体の基礎になる法令の適用ができないという状態になったということをごさいますので、先ほど申し上げましたような解釈になるということだと思ひます。

○鈴木壽君 住民がいなくないかという事は、これはまた別の面から考えなきゃならぬと思うのです。もし住民がおらぬということをもとにして村が消滅したとか、あるいはまだ生きてゐるのかという点でありますと、やはり大部分のところ、住民は昭和十九年の時点でもういなくなつてゐるのです。ですから、いわゆる行政分離というものは、住民の關係はちよつと一応切り離して考へていいと思ひます。行政分離されたことによつて日本の法律の適用もそこで遮断されておると。これらの村々はいわゆる旧町村制に基づく村で、新しく二十二年にできました地方自治法によるところの村、それは前のものをちよつとそのまま引き継ぎますけれども、そういうものの適用はまだ受けておらないのです。そういう形によるいわゆる旧町村制のもとに於いてのその村、それが新しい法律の適用にならない前に行政分離によつて日本の行政の及ぶ、それが遮断されておりますから、したがって、消えただけで、もうなくなつてゐるんだと、こういう解釈なのかどうかです。そこら辺をもう一度くどいようでありますけれども……これは大事な問題だと思ひます。一方にはこういう考へ方があると思ひます。行政分離といへども、その後施行されておる、たとえば日本の地方自治法は行政分離のためにそこには適用されておらないけれども、日本の領土である、東京都の区域である。しかも、旧制とはいへながら、そこにあった市町村には、潜在的には眠つた形でもうそこに及んでおるのじゃないか。そうすれば、今度施政権の返還によつてはつきりここに生き返つてくるのではないか。そうなりますと、村も、旧制度のままの村ではあるけれども、生き返つたと見ることができるとはならないかという見解も私は立てることができるとは思ひます。

かと思ひます。ただ、そこに人がおるとかおらぬとかいう問題があります。そういういわゆる現実の問題となつてしまつていろいろまた問題がありまされども、ともかく、施政権の適用なり日本の国内法の適用、そういうものから言つて、どうしてもこれは消滅してしまつたんだというふうには簡単に言い切れない問題があるのではないかと、こういうふうには私思ひます。それから、特にその点についてあらためてひとつはつきりお答えをいたしたいと思ひます。

○政府委員（荒井勇君） 現実に人がいなくなつたこととの關係は、確かに別問題ではございませうが、その行政分離のときまでは五村の地方自治体としての事務は、東京都、本土に歸つたところの村の事務所が依然としてその職務を執行しておつたといふことではございませうけれども、行政分離によつてアメリカ側が施政権を行使するんだという状態になつて、日本の法令の適用がないという潜在的適用といふことが考えられるのではないかと、このことではございませうけれども、現実的には適用がない。で、その実体面と法制面と両方から見て、それは消滅したものだといふふうな考へて、この十八條それから第十九條といふふうなものが規定をされてゐるわけではございませう。

○鈴木壽君 行政分離までは、小笠原の旧五カ村の村役場といひますか、東京都の中でというお話ですが、特に役場は、行政分離のときまででなく、平和条約の発効するときまでやつておつたんです。平和条約の発効まで。たしかそうだと思ひます。これは記憶違いか、少し調べていただきたいと、私はその点で根拠になるところが一つおかしくなつてゐます。そこで、私のお聞きしたいのは、いわゆるメモランダムによる行政分離といわれる昭和二十一年の時点なのか、あるいは平和条約発効によつて、昭和二十七年の時点なのか、そういうことも実はあとで、もしなんだつたらお聞きしてみたいと思つておつたんですが、そういう問題もありませうが、そのことから、村役場があつたとかなくなつたとかいうことだけでは、この問題の、何といひますか、論証の一つの問題としては取り上げられないだらうと思ひますが、ね。もしあなたが言うように、昭和二十一年のいわゆる行政分離の時点で消滅してしまつたとするならば、十八條の規定は今度要らないものが出てくるんです。第七條第一項なんて、そんなことは何も要らない。要らないから「かわらな」と書いたと言へばそれまでですけれども、こんなところに持つてくる必要はない。第五條第一項とか、あるいは第七條第一項の「規定にかかわらな」となつてゐるのは、何か、そういうことでもいろいろな解釈のしかたなり適用のしかたがあるんだけれども、それはしかしやめてどういふふうにするんだぞという書き方なんだ。ですから、これはこまかいようなことで少しあれでありますけれども、要らなくなつてしまふ。直ちにここに、「この区域に小笠原村を置く」と、こういうふうによれば、それでないところへ廢置分合の規定とかなんとかいふことをつけてくる必要はないわけですが、ね。まあ、それは私余談めいたことになりましたけれども、どう考へるのがいいのか。やはりおつたやうに、二十一年の行政分離のそのときで旧五カ村といふものは消滅してしまつたんだと、こういうふうに見るべきかどうか、自治大臣、それから法制局長官、ひとつ御見解を承りたい。

○國務大臣（赤澤正通君） 鈴木さんの御意見は基本的に御質問ですけれども、例の天領の話が出ましたときに、私はこの自治法第五條には「従前の区域による」といふことになつておるわけなんです。ところが、自治法が施行になりましたのは御案内のように二十二年四月でございませうが、「従前」といふことは一体どこまでが「従前」なのか。つまり、この時点までの区域を踏襲するのかわるか、そのときにはもうすでに日本の施政権下になつたわけではございませうが、これは「従前」と言つてもまあまん中があくがといふたような考へ方がちよつと頭にはあつた。しかし、結果的に

は、やはりまあ「従前」といふのは、従来、昔から東京都の区域であつたわけではございませうから、結果的には、ただいま法制局長官申しましたけれども、東京都に当然歸属するといふ形になつたのでこの件は解消したと思ひます。

それから「第七條一項の規定にかかわらな」とのことをおつしやつておられますが、これも、従前は村が五つあつた。しかし、施政権がなくなつてしまひ、單なる日本の領土ですから、村も何もないんだが、従前五つあつた村に人がかりにいないなつても、当時の村民が形成してつたといふんな村の財産だとか、いろんな權利關係などもやつぱり従前はあつたわけですから、それが完全に消滅してしまつたので、白紙に地図を書くようににはなかなかいかないという考へ方もあります。私どもはこの過程においてはもうそういうことにはこだわらないで、一応さうりつと、この七條の市町村の廢置分合に關するこゝろに手続的なことは一切御破算にして、新しく小笠原村を置くんだというやり方をとることにした。結局、今度村を、五つのものを一つにしたとか、まあ町村合併みたいなことですが、法定の手続といたつて踏みようがないです。それからまた、住民がたゞさんお集まりになつて、そしてまた五カ村に分村をするのが適当であるといふ時期が来れば、またこれは住民の意思によつてできるわけではございませうが、私どもはそういうことで、この時点においては、やはり小笠原一村といふことで新しくそういうものをつくるということが受当だと考へてこの措置をとつたわけではございませう。

○鈴木壽君 大臣ね、お答えになる気持ちには私はわかります。何といひますか、かなりの政治的な、政策的な点で考へておられるようですが、それは私もわからないわけじゃない。ただ、問題は五カ村といふものが一体生きてゐるかどうかといふことを、私それを必ずこへ持つてきて五つの村をつくれとか、そんなことを言うんじやないですよ。だけれども、それをどう考へるべきかとい

うことは、やっぱり新しい村なら村をつくる、あ

官、どうですか。

るいは第十九条の、従来のこれらの村に属して
おった権利義務は今度小笠原村に帰属するという
ような問題は消滅してしまつて、一体どこにどう
なつておるのかわからぬというものを、どう
いうかこころでは引き継ぐのかということ
も、深く考えれば出てきますね。で、私は、そう
いう点から、いま言つたように一つの新しい村を
つくるのがいか、五つでなければいけないとい
う、そういう意味じゃなく、一体、昔の村とい
うものはどうなつてゐるのか、それを考えておく
ことが私はやはり大事な問題だし、現にいままで
現地におる小笠原の人々、それから東京都やその
他の地域におる、いわゆる内地に引き揚げてこら
れた小笠原の人々の戸籍事務は、昔の村のそれと
なつてゐるのですよ。こういうことから考える
と、私は、やはり住民がいけない問題もある
し、いろいろなことがありまふけれども、やつぱ
り一つの村としてのそれといふものは残つておる
ものだ、したがつて、それに伴ふところの権利
義務といふものも残つてゐるのだ、だからこそ、
新しい村をつくる場合には、そういうものの継承
がなければならぬと、私はそう思う。ですから、
妙なところに入つたようにお聞きかもしれない
が、私は大事な問題だと思ふのです。私は希望
的なところもあります、観望したいところもある
りますが、やはり生きておる、全然死んでしまつ
た、なくなつてしまつたんじゃない、はつきり
はしないけれども、それでも潜在的、生きたもの
としてやはりあるのだというふうに思ひたいので
すね。思ひたいのだが、さて、そういうふうにな
りますと、どうだか、どうも自信がないやうなと
ころもあります、そういうことから、あなた方
にひとつさういふ、できれば生きておるのだ、
はつきりひとり立ちしてゐるのではないけれど
も、生きてゐるのだということ、こういうことを
認める何かがないものだろうかという気持ちで若
干この質問の中にあるのです。それはともかく
として、どういふふうに見るべきか、法制局長

○政府委員(高辻正巳君) ただいまのお話の点
は、理論上の問題としては非常に興味のある問題
には違ひないと思ひます。したがつて、また理論
上には、いろいろアカデミックな議論としてはい
ろいろ議論が成り立ち得ると思ひます。ただ、い
まお話しのようなお説もあると思ひますし、私の
ほうの荒井が話をしましたやうな見方といふもの
もやはりあるのではないかと私は思ひます。実は
この行政分離といふものをどう考えるかといふこ
とに結局帰着するわけでございます。私、ここ
に持つてまいりましたが、先生のお尋ねがどうい
うお尋ねがあるかわかりませんが、ともかく、
行政分離をめぐつてのお話もあるやに承つて
おりましたので、それを見ますと、小笠原を含む
地域については政治上または行政上の権力を行使
すること——これは日本国政府が行使すること
とを——停止するといふことに相なつておりま
す。したがつて、そういうことから申しますと、
これは結局は、占領中における連合国最高司令部
の一つの覚書でございます。で、連合国最高司令官
は、日本の権力はその制限のもとに置かれるとい
うことになつたその一つのあらわれでございます
ので、この段階ではまだ旧五カ村といふものは
あつたのではないかと一見考へられるものでは
ない、理論的にはそういう一面で考へる余地も
あるのだらうと思ひます。それはしかし、はたし
てそうなのかどうか、これは相當な時間をかけて
議論だけに終わり得るかもしれないが、これを
理論的に究明するにはいろいろな見方といふものが
あつてこれはおかしくはないのだらうと、私は率
直にさう思ひます。しかし、そのあとに平和条約
がございまして、平和条約が効力したからあら
とは、御承知のとおり、アメリカが立法、司
法、行政の三権を行使することになつております
ので、向こうの権力によつて統治されるというの
がらうにそこでは行なわれるやうになつたわけ
でございます。したがつて、そこで五カ村の行政

分離がどうなつたかといふことになりまふと、こ
れはやはり第三部長の申しますやうな見方とい
うものがそこではさらに強くなるのではないかと
いふふうに考へられる次第であります。いずれに
しましても、いままでの御提起になつたやうな問題
については、理論的にはいろいろなあれこれ議論を
してゐるとは始まらないやうな問題でございま
し、これを一義的にきめるには、まあ、しいてき
めると言へばきめまふけれども、これは學者とい
いますか、論者に一任してもいいんじゃないか
要するにこの法律は、旧五カ村と新小笠原村との
關係を法律によつて一義的にきめようといふわけ
でございます。この結果がふさわしいものであ
れば、法律的にはこれができまして後は一目瞭然
でございますので、それでひとつ御満足願うほ
かはないんじゃないか。理論の問題として大いに
論ずる価値は私はあると思ひますけれども、それ
は研究室が何かで大いに議論いたすことにいたし
まして、この点はまことに恐縮ながらこの法律に
よつてきつ然と定めるといふことで御了解願いた
いと思ひます。

○鈴木重君 私はさつきもちつと触れました
が、たとえば第十八条の「地方自治法第五條第一
項及び第七條第一項の規定にかかわらず」、こ
ういふ規定が入つておらなければ私は聞かぬ、こ
れはやつぱり觀念の替ではないけれども、やつぱ
り生きてゐるかどうかとして、その限りにお
いてさうしたとすると、新たに村をつくるという
やうな手続としては第七條第一項にあるやうなこ
ういふ手続が必要ですからね。ところが、今回は
さういふ手続を経ないでこころいふやうにやるん
だ、こころいふやうな書き方なもので、やつ
ぱり生きてゐるんじゃないかと、私もさつき言
つたやうに生きておるやうに考へております。理屈
はまあ十分つけられないんですけれども、さうい
うことがあつたんだと、ところが、聞いてみる
と、いや、死んでしまつたんだと、こころいふ
すから、おかしいじゃないかと、こころいふことな
んであります。私は、死んでしまつたんだとすれ
ば、さつき例としてあげました、たとえば東京都
かなんかで、まあ本籍は村があつてもなくてもい
いかもしれませんが、いすれ小笠原の昔の村のど
こそこといふことから戸籍事務を本籍の取り扱い
しておるんですから、そこら辺を見てみればやつ
ぱり生きておるおと見るべきじゃないだろうかとい
ふ感じがまだあるわけですね。これは迂遠なや
うな何か理屈だけのことでさういふふうには聞か
ないけれども、しかし私は、やつぱりこころい
返還なりそれに伴つてのいわゆる村の設置なりと
いふものを考へる場合に、やつぱり基本的な問題
じゃないかと思ふんです。將來北方領土、たと
えは歯舞、色丹が返つてくる。かつてあそこには
ちゃんとし丹村といふのがありましたね。歯舞
村、北海道の区域に。今度返つてきた場合は、こ
れは行政分離だかになるかどうか知りませんが、
死んでゐるのか生きてゐるのか、こころあたり
やつぱりいろいろ變つてくると思ふんです。そ
ね、いろいろな法律をつくる場合に、ただ、そこ
に村を置いていくといふやうなことだけではいか
ないといふ場合も出てくるんじゃないか。さうい
う問題もあつてから、こころいふ機会に小笠原の
こころいふ復讐といふことについての法律的な
いろいろな規定がこころいふやうになされる機会に、
やはりいま言つたやうに、基本的な問題として一
応、われわれはもちろん、政府もはつきりした考
え方に立つてそれを明示して、その上でいろいろ
な御作業をすべきじゃないだろうか、こころいふ
うに私は思ふんです。現実がこころいふから何もかも
これでやれといふやうなことでは私は許されな
いんじゃないか、こころいふ感じがするわけであ
ります。

質問をもう少し続けます。そこで新しく小笠原
村といふものを置くことになつておりますが、
先ほどの御答弁の中には、將來必要によつて
村をふやすこともあり得るのだ、こころいふこと
と、いふやうなことがあつたやうであります。それは
それとして、第二十一条の村の機關の特例でござ

いますが、先ほど質問が出ましてお答えがありましたのですが、村長の職務を行なういわゆる職務執行者の任命にあたっては自治大臣の同意を得なければならぬということがありますね。なぜ自治大臣の同意を得ることを必要とするのかという質問に対して、先ほど自治大臣は、国の関与する部分が多いので、こういう御答弁がありました。しかし、国の関与する面があるいは多くなるかもしれないけれども、こういう、新しくできる村とはいいなから、こういう村に一体どういう国の関与が必要なのか、ある予定なのか、これどうですか、自治大臣。

○国務大臣（赤澤正道君） 関与ということを申ししたのは適切でなかったかもしれません。関与と言うと、何か東京都内の地方公共団体について国が干渉するようにとれるようにお考えになるかもしれません。そうでなくて、国の責任においてやることかななり大幅であるということで、「関係ある」という意味で申したのであります。

○鈴木壽君　これは大臣、関与ということばを案は重視したのですが、それを取り消されたような形で、それにしても国はいろいろやらなければいけないことがたくさんある、こういう意味のお話であったのでありますが、一体、この村に対して国が直接いろいろなことをやらなければならないといつても、それは自治大臣との関係でどういふことになるのです。それぞれのし国の仕事をやるのとすれば、それぞれの行政機關の責任者なり長が入っていくことであつて、それを自治大臣が一々それこそ関与してやるということはおかしいのじゃないか。どうですか。

○国務大臣(赤澤正道君) 別に深い意味はなくて、単に、各省庁から出てまいりますものがばらばらではまずいから、その統一の窓口というだけの意味であります。

○鈴木素君 この点は、いわゆる国の関与なり自治大臣の権限といいますが、あるいは管理というので、あとでも国の総合機関の場合にも出てきますから、それはあとであらためてお尋ねしたいと

思いますが、こういう例はありませんですね。たとえば、新しく村をつくって職務執行者を任命する場合に、従来新たな村をつくった場合には、ちやうど具体的な例がありますが、大規模な干拓に伴なって埋め立て地にできる土地に新たに村をつくった場合、これまでの法律では、都道府県知事が都道府県議会の同意を得て職務執行者を任命する、こういう形をとっている。そうして、これが考えられる普通の形ではないだろうかと思いますが、なぜここで自治大臣でなければならぬのか。それはやはり国のいろいろな仕事がいふんある、それを自治大臣は、ばらばらにいつてはいかぬから、調整役をするためにいろんな関与——関与ということとはは適當ではないかもしらぬが——いろいろなことをするための調整役ですか、そういうものの任務を持たなきゃならぬから自治大臣がということだと思ふんですが、少しおかしいんじゃないでしゅうかね。この点どうですか、ほかの例と比べて。

○國務大臣（赤澤正道君）　少しもおかしくないと
 思います。

○鈴木壽君 少しもおかしくないといつてね、これはいま新たな村をつくるための一つのいわば特別的な立法ですわな。新たな村をつくる場合に、完全な自治体ではないんだし、選挙も行なうことができない。こういう場合に、普通であれば、長や議員はいわゆる公選すべきでありますけれども、住民の投票によつてきめるべきであるけれども、それができないというので、こういういわば、何といいますが、便法でもないんですけれども、特別なこういう事例がつくられておるわけですね。その場合に、繰り返し言うように、新しく村ができる場合には、他のほうの新しい村については何ら自治大臣の同意というよりなことを必要としない。都道府県知事がその議会の同意を得て任命できるものを、自治大臣がそれに同意をしなきゃならぬというこのその条件をつける理由というものは私はないと思うんです。重ねてひとつ。

○国務大臣(赤澤正道君) 鈴木さん御案内のとおり、この前私、自治省を担当いたしましたときに、例の入郎潟の新村の法律を通していただいたわけでございますが、あれとこれとずいぶん違いますことは、何せ入郎潟は干拓と申しましても県内のことでございますから、日本の本土の中ですから、距離的なことは全然問題ない。今度小笠原の場合は絶海の孤島で、東京都から一千キロぐらい離れておるんじゃないですか。こういう地域を、東京都に帰属したから東京都知事にやりなさいというわけにもまいりませんし、何と申しまして、初期には国のほうで大きな力をかさなければ

ながら、開港も進まないわけでございますから、各省それぞれ出向くのをやはり自治省がこの調整の窓口をするのが一番適當であらう。もちろん、都庁も交えてやるわけですが、いづれかの時点には当然これは東京都でみずからやってもらわなきゃならぬことには違ひありません。しかし、過渡的な措置といたしましては、こういう特殊な地理的また現状でございますので、こういう措置をとることが一番適當であ

例がないと思うが、どうです。

○政府委員(荒井勇君) この点につきまして審査をした立場から申しますと、理由としましては二点考へられておりました。

その第一点は、先ほど自治大臣が申されましたように、国がこの小笠原の開発行政について責任を非常に大きく持つて行なわなければならない、その意味で非常に重大な関心を持つということが第一点でございます。

それから第二の理由としましては、この暫定措置に関する法律案の第二十九条にも書いておられますように、国としましては小笠原総合事務所を設けるわけでございませうけれども、そこで処理するの国事務と、それから「小笠原諸島において関係地方公共団体又はその機関が処理する事務との間の連絡及び調整に關し必要な事項は、政令で定める」、こう書いております。現在のところ人口はわずか二百人程度のところに、国の出先機関がたかくさんでゐる。それから東京都は東京都で、支庁がいずれは復帰と同時に設けられる。それから、小笠原村を設置することに伴ひまして、小笠原村長の職を行なう者またはその補助機関というようなものゝ設けられるというやうなことになりますと、その基礎となる人口に対して行政組織のほうは三段階にもできて非常に繁雑になる。それに對して、この小笠原諸島の地域についての開発行政について、国も非常に大きな関心と責任を持つという意味で、この小笠原総合事務所長がたとえ

その場合は当然自治法上の完全な市町村となる予定でございます。この日が早いことを願っております。この日がいよいよ、当面、社会的な実体が一つの独立した自治体としてないものにつきましては、いろいろな、行政上こういう小笠原村というものを設置してこれを運営していく場合、まだ村長の選挙、議会の議員の選挙を行わない段階におきまして村長の職務執行者、この「職務執行者」が執行機関となつて一応村の仕事をやつてまいるわけでございますが、この場合も、最小限、民意の反映と申しますか、現在おられる方々ないしは非常に早く帰島された方々、こういう方々がその村の住民になるわけでございます。こういう住民の方々の意向を反映する一つの方法といたしまして、この村政審議会という制度をつくつたわけでございます。制度としては、「執行機関の附属機関」、いわゆる通称諮問機関という

姿にしております。それから権限といたしましては、通常の市町村で議会の議決を経る事項、これをおおむね、村政審議会の意見を聞いて処理をするというふうな構成にしております。

それからこの村政審議会の構成でございますが、現在政令について立案中でございますが、現

だ詳細には決定はしておりませんけれども、現

在——現在というのは復歸前ですが今日の現地で
は五人委員会という方々がおられまして、住民の
選挙で出ておられるその五人の方々が議決機関兼
執行機関として自治事務をやっております。復
歸当初は、おおむねその姿をそのまま引き継ぐの
が妥当ではないかということを考えておりまして、
「そりゃうん」で事務的な話を進めております。

しかし、復歸して逐次旧島民の方々が歸島されますと、現在の島民に旧島民の方々がまじつて社会を形成していけるその段階においては、また私も、新しく歸島された方々の住民の意思を代表する者もこれに加わらないといけないと思ひますので、復歸当初は従前の組織をそのまま引き継ぐ

ことが妥当と考えておりますが、しかし、それもあまり長い期間ではなくて、旧島民の復帰の実情

等とにらみ合はしてそこでそれを改善していきたい。現在大体考えておられますのは、自治法上の一番小さい市町村の村會議員、この定数が十二名でございまして、これを限度とするくらいの小規模なものにしてはどうだろうか。それから、任期も通常は四年でございしますが、復帰の進行状況とにらみ合はしてこれもある程度短くして、新しく歸られた方がなるべく短い期間に自分の意見を代表する方々をこの審議会に入れられるようにという事で、この任期も一年、二年とはつきりきめてはございせんが、大体通常の四年に比べてもっと短い任期を当初の間はとるべきであらう、こういうふうに考えております。

○鈴木壽君 お答えになったのか、ちょっと私聞き漏らしたのか、議員のような待遇といいますが、処遇といいますが、それがあつたのですか、どうですか。ただ身分的なことと、そこら辺どうですか。

○説明員(林忠雄君) 身分的には議員さんと同じ特別職の地方公務員でございまして、それから待遇につきましても、これは法律では何もきめてございせんけれども、通常の諮問機関の場合のように、特別職として条例で報酬を支給するというところに相なるであらうと考えております。

○鈴木壽君 暫定的にはこういうものも必要であらうというふうに考えられますが、それはあくまでも暫定的なものとしてできるだけ早くやつかないかなければ、これはもちろん法的に、いまおる現地の人たちということだけではないのですから、帰島のその状況等々も当然からみ合はせてくる問題でございまして、できるだけ早く、これは選挙の特例のところにも関係しますけれども、正規の何か、あいまいなかっただけのものでもなしに、そして十分住民の意思がそこに反映されるような仕組みでやっていくべきだろと思ひますので、ひとつ注文のような形で申し上げたいと思ひます。ただ一つ、いまあるいわゆるカウンシルと言われているのでありますが、五人委員会とかいふものをそのまま審議会の委員としてやる

んだと、こういうふうにしてありますが、いま直にはそれしかないと思ひますが、さつきも言ったように、できるだけ早く、帰った人があるならば、帰った人の中からの代表も、しかるべき民主的な方法によつて選出されるような形をとりながら、これに入れていくというふうなことをしなければいけないのではなからうかというふうに思ひます。

それから第二十二条ですが、これは選挙も行なわれておらないいまの時点で、あまり先のことをどうのこうの言うべきじゃないかもしれせんけれども、ここには「小笠原村の議会の議員及び長の任期については、地方自治法第九十三条第一項及び第九十四条第一項の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができ」と。で、現行のそれによりますと、長の任期あるいは議員の任期はそれぞれ四年というところになっておるのであります。これをどういうふうにして特別の定めをしようというふうなことを考えておられるのですか。

○説明員(林忠雄君) これは通常の四年を短縮したいと考えております。その趣旨は、自治大臣の指定する日から正規の選挙が行なわれることになりまして、自治法上の完全な市町村になるわけでございますが、たとえば旧島民の方々が一千人から一千人増ったところでそういう選挙をして、公選の首長、公選の議会を持った正規の自治体となつたといつたしまして、引き続き旧島民が進んで、それが一年、二年の間にさらに千人の方が歸られる。ところが、最初の選挙された方が四年の任期ですと、あとから歸つた方々の意思は代表されないといふふうなことがございまして、そういうふうな比較的短い間に歸島が進むことを予想しまして、ある程度歸られた方々の意思を代表するようになつてくるのをできるだけ早くしよう、そういう意味から、正規の選挙が行なわれるようになりまして、最初の長あるいは議員さんの任期を多少短縮して、その後歸られた方が再び選挙に加われるようにする、そういう趣旨でございまして、それは歸られる方々の歸島の進行状況とに

らみ合はなければいけないので、今日現在において何年と定めるわけにはまいりませんが、一つの考えとして、最初の任期を二年、二年とするというふうな考え方もございまして、歸島の状況を考え合はせまして任期を定める所存でございまして。

○鈴木壽君 この四章のところですね、いろいろ各条項とあるわけなんですけれども、特に最後の二十五条のところに、「第十八条から前条までに定めるもののほか、小笠原村の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める」と。こういう非常に包括的な書き方をしておられるわけなんですけれども、これも、この前の奄美の復帰に伴う法令の適用の暫定措置に關する法律なんかでは、かなり具体的に法令なんかを適用するとかしないとかいふ、その措置の必要あるときの法令なんかを具体的にあげておりました。今回はそういうことになつておりました。さらに、大規模な公有水面の埋立てに伴う新しい村の設置についての法律、あの中にも、たとえば村の組織運営等に關して、各種行政委員会の問題やら、そういうことについて、かなり具体的な規定をしておられました。ところが、今回はそれでなしに、先ほど申しましたように、ほとんど大部分のものを政令でやれるのだといふことになつておるのであります。が、その場合に、どうでしょう、いまあげたような奄美のような例、あるいは大規模な公有水面の埋立てによつてできた新しい村のあつた法律の例のような、あるいは書き方を政令でやつていくのだ、こういうことですか、何かまた、特にこういうことは政令で定めなければならぬというように予定しておられるようなことがあるのか、そこら辺を伺いたい。

○説明員(林忠雄君) 奄美の場合とはだいぶ事情が違つて存じております。奄美の場合は、すでに現地に琉球政府のもとに大体日本の地方自治法とほとんど同じ規定を設けた市町村自治法というのがございまして、これに基づいた村の実体があつたわけでございますが、それを日本の法令による

村、日本の法令による諸機関とみなすことによつてものが動くようになっておりましたから、これはだいたい違つた方々といひますが、ほとんど比較にならないのではないと思ひます。むしろ一番近い例は、いまの御指摘の公有水面の干拓によつてできた新しい村、まあ具体的には秋田の大潟村、こういうものとの比較と申しますが、こういうものとの関連が一番強いと思ひますが、こういうものとの小笠原とちよつと違つた場合は、大潟村の場合は、いつとどれだけの人口がそこに入植して、どういう予定でどれだけの人口の村になるという予定が、ある程度はつきりつかめるわけでございますが、ところが、この小笠原の場合は、今度歸島しまして復興状況の進捗、あるいは旧島民の方々の歸島というものが、小笠原村の場合は、つきりと時間的に予測がつかないという点がございまして、したがつて、法律でずばりきめにくいという点もある。そういうことからしまして、相当大幅に政令に譲つたという事情がございまして、しかし、その政令による中身といつたしましては、特別に違つたことを考えてはおりませんのでございまして、まあ、ここで書きましますのは、職務執行者と村議会以外の村の機関、その機関がそれぞれの法令によつて所掌する事務があるわけでございますが、そういう機関が置かれるまで、そういう事務はだれが所掌するかというふうなことを逐一書いてまいる予定でございまして。

○鈴木壽君 小笠原総合事務所の設置の問題で若干お尋ねをしますが、ここで「小笠原諸島に係る国の行政機関の権限に属する事務」と、こういうようなことがありますが、予想せられる国の行政機関の権限に属する事務にどういふものがあるのか、これをまずひとつお伺いをいたします。

○説明員(林忠雄君) 一通りの国の事務というのはやはり現地でも考えられなければいけないと思ひます。具体的には、戸籍であるとか、ないしは、もしあそこがグアムとの船の交通路に当たる、特に開港することになりますれば、税関、出入国管理、検疫という問題もありますし、それか

さらには、気象の観測、それから植物防疫、そういう種類の事務がいろいろございまして。現在、この総合事務所においてどの事務とどの事務を所掌するかというように、具体的な総合事務所の折衝中ではございまして、具体的に総合事務所の中に入る事務全体についての予定は明らかになっておりませんけれども、まあ、たとえば気象観測とていうような事は、これは直接現地の住民との接触のある仕事ではございせんので、気象台はこの総合事務所には入らないという扱いになるのではないかと。それから、そのほかには、郵政省の郵便局とか、大蔵省の国税の税務署、あるいは国有財産管理、その他各省それぞれございましてけれども、その全体の現地における規模及び総合事務所の中にどれとどれが入るかという事については、なお現在折衝中ではございまして、今日まだちよつと確定しておらない面がございまして。

○鈴木壽君　まあ、いまおあげになりましたように、いわゆる国本来の仕事、これはいろいろあると思ひますね。ですから、そういうものの事務を処理するために、普通はそれぞれのいわば出先機関といふものが、そういうものがなければならぬと思ひますが、この法律の二十六条の二項には、「小笠原総合事務所においては、政令で定める地方支分部局において所掌することとされている事務のほか、この法律又はこれに基づく政令の規定によりその所掌に属することとされる事務をつかさどる」と、こういうことがあります。このあたりの「地方支分部局において所掌することとされている事務のほか、この法律又はこれに基づく政令の規定によりその所掌に属することとされる事務」という、これは一体どういうことかあるわけなんですか。

○説明員(林忠雄君)　この「政令で定める地方支分部局」というのは、いま私がお答えしましたような仕事について、戸籍で言へば、法務省の法務局出張所とかその他、いろいろ支分部局。この後段のほうの御質問のことは、この法律に基づく事務でございまして、この法律の各箇所に、たとえ

ば土地の形質の変更に關する制限、この変更するために総合事務所長の許可を要するとか、あるいは土地の権利関係の調整など、そういうった小笠原総合事務所長の権限としてこの問題が出てまいるものがございまして。そういうものをさしておるわけでございます。

さらに、この法律に基づく政令というものは、たとえば、前のほうの第八条というところ、普通の法規の適用についての特例を政令で定めることができるような事項がございまして。それらの特例によつて、まあ通常は大臣なら大臣がやる仕事を、現地は遠いから総合事務所に委任してやらせるという事になりますと、内地では大臣あるいは何々局長がやる仕事で、現地では総合事務所長がやるという事を政令で書くことができるわけではございまして、そういう政令の規定がこの法律に基づいてできますれば、それがこの規定によつて小笠原総合事務所長が処理するということになるわけではございまして。

○鈴木壽君　その二十六条二項の後段のほうのこれですが、これは第八条の六号、こういうのとも関係をしてきまして、これは非常にこの分だけを見ますと、各方面にわたつて政令でこの事務をしないやうな感じがする。特に「その他小笠原諸島の復興に伴ひ必要とされる事項」というやうな事になりますと、いわゆるその復興事業、こういうやうな事柄もこの総合事務所でやるやうになるのではないかと、いふやうに思ひますが、こちら辺はどうです。具体的にどういふやうになりますか。

○説明員(林忠雄君)　復興事業につきましては、この法律の三十六条に予定しておりますやうに、別にさらに復興に關する特例法をつくるつもりでございまして。したがつて、その復興に關する特別法によりまして、小笠原総合事務所長に処理をゆだねる仕事もこの法律の段階では出てくるという事は予想しておりますが、現在、それは具体的に何と何であるかはまあきめておりません。

それから、先ほどの八条の六号に基づく政令といふのは、これは実態的に必要である場合に、経過措置とかその他特例措置について政令で定めることにより、何しろ海上千キロ離れたところでございまして、通常なかなか出かけていって処理するのむずかしいというやうなところで、現地に即して特に処理をする必要があるやうな仕事について、小笠原総合事務所長にゆだねられるものも相当あり得ることと考えております。現在、その具体的なものはなお明らかになっておりません。

○鈴木壽君　ところでね、一つ私実は心配なことがあるのですが、それは、この小笠原総合事務所といふものを設けて、いろいろの国の事務と称してこゝでまあ一切の——一切と言ふとちよつと行き過ぎになりますけれども——法の仕組みが大きなものになり、そうして、そこで扱う事務量といふものが、それがいまの地方自治といふやうな事だてまえから、国の事務あるいは都道府県、市町村の事務と、こういうふうなやつておる、そういう一つの考え方のもとにやつておる、その何といふ事か、きまりを何かこう著しく破るやうな事になります。これは、いかにいふと、一つ実は心配をしております。でも、つと申し上げますと、たとえば本来の国の仕事として、さつきからあなたもおっしゃつておられますやうに、たとえば税関の仕事とか、あるいは検疫の仕事、あるいは税関の仕事、郵政の仕事、これはもちろん当然国の事務所でやるべきでしようし、ところが、この法律またはこれに基づく政令の規定によつていろいろの仕事が、従来国が当然やらなければならぬし、そしてまた一方では、地方公共団体をしるやうな機関委任の形において当然やらしておる、そういうことまでここでやらなければならぬやうなきめ方をするのではないかと、いふ心配があるのですが、そこら辺どうですか、そういう心配は要りませんか。

○説明員(林忠雄君)　そういうことは毛頭考えておりません。

○鈴木壽君　お考えにならないとすればいいのですが、結果としてそういうふうになってくるんじゃないですかね。なぜかういふやうに大げさな小笠原総合事務所なんと言つて、しかも、自治大臣が管理をし、それから、それぞれの所掌事務に關しては行政機関の長が指揮監督をするという、まことにいまの国家行政組織法の上から言つて、へんてこりんな形のものが出てくるわけだ。しかも、それは相當な権限を持つてやつておられるんじゃないかといふおそれは十分にあるわけですね。一体、こういう事務所の長に、これはさつきの問題とも関係するやうな事になります。自治大臣が管理者になるという事、国の事務の事務所——それが総合といふ形をとるか、ばらばらな形をとるか、ともかく、ここでは総合といふ事、そこで自治大臣は、何といひますか、その管理の者、一体、こういう例は調べてみてほしいのです。新しうつくつたことだらうと思ひますので、ね。そうすると、何かいふやうな、さつきは、にもちよつと関連をしていくやうでありますけれども、自治体のことだからといふやうな事で、しかも、自治体の中に国の事務といふものを直接やるやうなものを、とんとん持ち込む場合に、うまくやつていくやうな場合には、自治大臣のほうから、やはりいいんじゃないかといふことを考へておるのではないかと、いふ感じがしますが、どうですか、この点は別に心配ありませんか。

○國務大臣(赤澤正道君)　絶対にその御心配は要りません。これはあくまで國のほうで善意で考へておるわけではございまして、奄美大島だつて十カ年計画を終わつて、いま第一次の復興計画が今年度で終わりを告げ、来年は第二次の復興計画におおそく入らなければいかぬと思ひます。これは全部自治省で責任を負うやうな形になっております。ですから、今度の場合も、やはりこれを促進する重責が自治大臣にかかつてまいりますので、好んで自治省でやらなければならぬと考へておるわけではございませんけれども、もししたほうが、復興促進の上においても國の持つ責任が非常

に大きいですから、便宜の面もありましようし、とにかく自治省としては、積極的にこれと取り組んで、早い機会に東京都に渡さなければいかぬと考えております。

○鈴木壽君 奄美のことをお話しになりましたが、奄美の場合には、そういう総合事務所なんかできなかったのです。いろいろな国の仕事でも、いわゆる国の事務と言われるものであっても、それは鹿児島県知事あるいは鹿児島県の行政機関に委任をしております。特に事務所を持ってやらなければいけないというようなことはなかったのです。多少奄美のあの事情と、いまの小笠原の事情は違ふかも知れませんが、その違いの中には、ごく小さな部分のいまの小笠原諸島みな合わしていただいた広さではない、人もほとんどおらない、仕事らしいものはない、国のいわゆる事務なんというものは、そういうものを、いずれにしても、何かここに大げさな小笠原総合事務所というものを設けて、自治大臣が管理者になって、そして地方の、あるいは東京都の仕のために支庁か何か設けられるかも知れませんが、そういうものの連係もあるからというやうなことでやる必要があるかどうかということですね。私はもつと言えば、奄美のやうなあいう形で都道府県知事あるいは都道府県の関係の行政機関に委任をする形によって、そして東京都にやらせる、こういう形をとることが私は自然な形ではないだらうか、こういうふうに思うのです。しかも、もう一つつけ加えたいのですが、いまの地方自治のたてまえ、地方自治のいわゆる地方公共団体が国の事務を処理する形はそういう形をとっているんです。これは私が言わなくても、あなた方専門家で、それから、自治法の二条の中の事務のきめ方なり、あるいは、それによってできている別表の第一、第二、第三、第四、第五、ずっと見ていきますと、そうしてまた、一方、地方自治法の第百四十八条なり第百五十条なり、そういうものを見っていきますと、本来の国の事務であるとは言いがた

ら、できるだけ多くのものを地方公共団体にいわゆる委任をした形で行なわせるというのが、いまのたてまえになっておるのです。そういうのに、ここに大げさな総合事務所などを置くやうな、大臣を管理者に持つてきてその仕事やうな、国の仕事だからと言ってやっていかなきゃならないということ——ぜひともやらなければいけないさつき言ったやうな検閲とかなんとかは別ですよ。それでないものを、いろいろな仕事、事務を特に政令でこの事務所でやるようにする、この考え方、私は少し納得できないんですが、その点いかがですか。

○国務大臣(赤澤正道君) 先ほど申しましたように、何も特殊な目的があつて好んで国で取り上げてやるわけでは決していないのでして、先ほど申しましたやうに、奄美とは状況はまるで違ひます。まあ小さい島が若干ありますが、東京から千キロも離れている絶海の孤島でもあるし、東京都によろしくやれと言えども、まあいいけれども、そんな無責任なことではできない。よくなわ張りがありまして、自治省は何も好んでここへなわ張りを持つておるわけでは決してございませぬ。やはりそのほうが復興が早くもありましようし、また、国が中心になつていくところまでいって、あとで東京都にお願いすることはちつとも間違つていないと考へておりますので、鈴木先生とはちつと扱い方が、考え方が違ふやうですけれども、私は、このことがかえつて東京都のためにも大きなプラスになるといふやうに考へていくわけでございます。

○鈴木壽君 国は小笠原の復興に伴つて、その復興に大きな責任、それを持つておるというところは、確かにおっしゃるやうにあると思ひますし、それでなきやならぬと思ひます。しかし、その責任を持つておる、重大な関心を持つておるということ、一々のいろいろな仕事を直接自分たちの機関でやらなきやいけないということとは私は違ふと思ふ。いろいろな事務なり仕事なりは、やり方

は、先ほどから例をあげて申し上げておるやうに、いまの自治法でも、こういうやういふふうにしてやるんだよという一つのたてまえがあるわけですね、しかも、それは地方自治を尊重するといふたてまえで。ところが、最近、いろいろ国のいわゆる地方支分部局があちこちにできている、縦割りがどんどんできて、それがそこなわかれてきている、そういう傾向を実はわれわれ問題にしなければならぬと思つておるんですが、さらに加えて、ここに、こんなちつぽけなやういふところに、東京から離れていると言つたつて、東京都にやれないやうなところじゃないんです。やるつもりでおるのです。それを、一々国の手で一切がささいのことをやつてしまわなければ責任を果たせないやういふことに私はならぬと思ふ。これは責任とか、何といひますか、思ひやりとかといふことの押しつけみたいになつてしまつてしまひます。責任を感じ、そのためには一生懸命協力しなければならぬといふ、そういうことは、これはぐんぐんとあつてつてつてつてつてつてつて、いふの先ほどから言つておるやうに、いろいろな自治のたてまえ、仕事のしかた、そういうことを乱すやうなことがあつては私はいけません。どうも、私も東京都でやれない、委任したけれどもだめだといふことならこれは別ですよ。そういうことを検討した上で、こういうことも必要だ、こういうことも必要だといふことでは、私は何も言ひません。しかし、かりにまあ、これからどういふやうになつてくるかわかりませんが、復興事業の中でも、場合によつては、国の直轄といふやうなこともあり得るかも知れぬけれども、それは地方公共団体としての東京都でみな行なわなければならぬ仕事なんです。と同じやうに、いわゆる国の事務と称せられるやういふものであつても、国のやういふ仕事を東京都に委任した形でやつてきたし、やれるのでありますから、何を好んでやういふやうなものをつくるのかといふことについて、私はどうも納得のいかないところがあ

るのですがね。まあ、これは私、意見になつてしまひましたが、そこでひとつ御注文申し上げたいのですが、自治大臣によく聞いていただきたいのですが、いわゆる所掌に属することとされる事務、政令やいろいろなものをできるだけこれは少なくしてもらいたい。それは東京都あるいは東京都の機関、これでやれるものはできるだけやらせるといふたてまえの上に立つてやらなければいけないと思ふ。それでないと、必ずこれはあれですよ、あなた方は仲よくしましよとか、手を握つてやしましよとか、うまく連絡調整をとつてやしましよと言つておられますが、小笠原総合事務所と、東京都にできるであらう東京支庁との間には、いろいろなことでこれは摩擦が出てきます。ひとつその点、私は御注文を申し上げたいのですが、どうぞございませうか。

○国務大臣(赤澤正道君) こういうものに国が手を出すと、何かそのために混乱が起る御印象のやうな御発言でございますけれども、本土でも、たとえば道路一本つくとつて、私たちが自治省の立場から言へば、補助行政でなくして全部地方公共団体の責任でやらしてやらしたほうがありがたい、しかし、場合によつては、それは国の直轄でやつてもらつたほうがいいという主張もありません。これはいろいろな補助とか、いろいろな技術とか、いろいろな面で、農業関係の諸事業だつて、とにかく団体でやる、県営でやる、さうにあるいは国でやつてくれという要請も一部にはあります。ですから、私も私も、好んで自治省が小笠原に直接頭を出して、そして開発をやらなければならぬとは考へておりませんけれども、さうしたほうが地域住民のためにも、また、東京都のためにもいいと思つておるからやつていくわけでございますので、御指摘のとおり、そのために何かたくさん自治省が政令を出すのだといふやうなことは決してございせんので、その点はひとつ御安心願ひます。

○鈴木壽君 あなたのおっしゃることは、実は反論したいこともありますが、まあ、この点十分注意

申し上げるわけですが、かりにある団体、その団体がかりに市町村段階であるとすれば、その市町村に対して、権利の制限をしたり義務を課するという事になりますと、ほかの同じような団体と比べて特別に権利を制限したり義務を課することになるという場合には、その同じような市町村の段階で差がある場合には、その市町村について住民投票に付することにしたならば私はいいのであらうと、憲法の解釈として一応そういうふうに考えております。

○松澤兼人君 ちよつと小笠原の問題から少し離れて恐縮ですけれども、たとえば神戸国際港都……何かありましたね、法律がありましたね。長崎原爆だとか、広島原爆だとか、特別の立法がありました。こういう場合は、やはりその市の住民だけに一般投票をやらせて、多数だったならそれが成立するということになったと思ふんです。これはそのとおりですか。

○政府委員(高辻正巳君) いまおっしゃいますように、この例はいろいろ国際観光都市とか、あるいは原爆何とか——広島と長崎とを対象とした法律がございます。それは幾つかございますが、それは仰せのとおり、その市の住民投票に付しただけでございます。

○松澤兼人君 それで、その小笠原に戻りますけれども、その小笠原村という、まだでさう上がってはいないけれども、そういうものを法律の中で規定しているわけですね、小笠原村を置くという事を規定しているわけですね。それは明らかに、まだ実はあなたがおっしゃる通りに、十分にできてないかもしれないけれども、しかし、小笠原村というものはどういふことですか、地方自治法の市町村というこの村じやないですか。これは別の村というふうに解釈できますか。

○政府委員(高辻正巳君) それは先ほど鈴木さんの御質疑に対してお答えいたしました、小笠原村もりっぱな村であることは間違いないと思います。ただ、ここで議論の対象になりますのは、憲法九十五条で言う、いわゆる憲法上の地方公共団

体であるかどうかの問題でございますので、その点は保留をいたしますけれども、一つの自治団体としての村であることは、まあ形成の過程にあるにせよ、一応そういう一つの組織をつくっていることであることはもう確かなことでございます。

○松澤兼人君 そうしますと、小笠原村というのは、自治法上における村であることは確かですね。

○政府委員(高辻正巳君) その村の言い方だと思ひます。

○松澤兼人君 だって、二つも三つもないでしょ。

○政府委員(高辻正巳君) 自治法の規定——決してごまかす意味じゃございませんが、自治法の規定による村というのは、あるいは市町村ですね、これは自治法としての仕組みがきまつておりますから、そういう意味の市町村でないことは、これはまた理論上、当然にそうじゃございませんが、広い意味の一つ、何といひますか、特例はあるけれども、村であるかと言へば、それは村だと、こういうことをお答えするほかはないわけでございます。

○松澤兼人君 自治大臣に伺ひますが、村でないものを村だと言つてもかまわないんですか。そういうものをかりに市町村合併をやります。ところが、一部の人が反対だと言つて分村してそこに村をこしらへたとすると、その村は一体村であるかどうか。じゃあ、自治法から言えば認められないこの小笠原村というものは——村をこしらへるといふ、同じ村ですよ。市町村の村じやないですか。自治法の適用を受けないで村といふことを称することができるとか、氏名詐称じやないか。

○政府委員(高辻正巳君) 村という場合に、何といひますか、いわゆる村づくりとかいふことはであらわされる村の実体をつくつていく場合の話と、制度としての村という二つの考え方があつて、少しいふ。それが少しごちゃごちゃになつて、少し私自身御説明が混乱したと思ひますが、制度と

しては、自治法のいろいろの特例はございますけれども、特例のない部分については、やはり地方自治法の規定がある。たとえば、どういふことを規定するかと言へば、自治法上の村の仕事が当然にそこに当てはまるという意味で、自治法上の村と言つても少しも差しつかえない。

○松澤兼人君 村であるかないかわからぬ。あなたは形成の過程と言つておられるのでしょ。まだできていないものを村と言へるのかどうか、自治法上の、法律的に。あなたは法律の専門家なんだ。

○政府委員(高辻正巳君) だから、いま申したように、村の組織といひますか、形といふものと、村の実体といふものと、いま村づくりと申し上げましたが、そういうものと二つの面があるわけですね、少なくとも小笠原村につきましても。その実体につきましても、まさに形成の過程にあると申し上げていいと思ひます。しかし、制度上の村としては、自治法の特例もございしますが、村は何をするかと言へば、自治法上の——つまり、制度上の村としての自治法上の機能を果たしていくことになるということ、そういう意味で簡単に言へとおっしゃれば、自治法上の村と言つて少しも差しつかえないと思ひます。

○松澤兼人君 自治法上の実体を備えていないものを村と言つていいかという問題、便宜上ただ村と言ふだけじやないですか。氏名詐称といふか、誇大広告といひますか、とにかく実体のないものを村と言ふことは法律的に正しいかどうかという、先ほど申しましたように、おれたちはあそこを町と合併するのはいいやだと言つて、村といふことを名のつたら、それは違法じやないのですか。

○政府委員(高辻正巳君) 大瀧村も実は同じでございます。制度としての村といふものは、制度としての村は、この法律による特例がひろくございすけれども、そうでない部分は、自治法上の村としての当然の機能を果たす、その根拠は自治法であるということをお申し上げているわけ

です。ところが、社会的基盤としての、自治団体の基盤としての村といふものは、まだ住民が実際に、ほかの村と比べてもわかりやすいように、少なくとも、先ほど憲法議論があつたわけでございますが、憲法が基礎しているように、一つの共同的な基盤といひますが、そういうものがまだ完成していない。それとていまの制度論とは別個に考えられる、十分に考えられる、それをおのおの申し上げたわけでございます。

○松澤兼人君 私たち普通、組織や運動なんかやの場合に、一つの護憲団体をつくる場合は、護憲団体組織準備会といふものをつくるのです。この場合は実体が即してないのだから、村にいくまでの過程だと思ふ。一種の村にいく準備団体みたいなものを、それを村と言ふことは法的にどうかという事です。しかし、あなたのおっしゃる通りに、いろいろな二面も三面もあるらしいので、こういうことをいつまで言つてもしょうがない。

結局、自治大臣、最後にお伺ひしたいが、先ほどお話がありました小笠原諸島が復帰して、これは高辻さんのお話だったけれども、これは鈴木君の質問で明らかになった。そこで、結局、最初直轄にしようと思つたのが、先ほど高辻君からお話があつて、それはそうはいかなくなつた。そこで実質的に直轄にしようといふのがこの法律のねらいです、文字どおり。鈴木君の心配するのは、自治体でもないものを自治体と言つてみたり、あるいはまた、あらゆる自治体としての機能を十分に与えないで、国の機関あるいは東京都の出張所といったような、ほんとうの自治体でないもの、国が直接それを支配すると言つては悪いけれども、法律的に言へば管理するといふこと、実質的に国の管理を強めるといふことがそのねらいじやないか。悪いことを言つてすみませんが、毒づいて。ちよつとそこを伺ひたい。

○国務大臣(赤澤正清君) 非常に悪いことでございまして、私はさつきから、それは善意で考えつたことであつて、決して何か国あるいは自治省

がためにするためにいろいろ仕組みをつくったわけではないというところを申し上げたわけでございます。小笠原村ということがなかなかのどがつかえているようですが、かと言って、東京都の過疎地帯として扱うということもはなはだ不十分である。ですから、これは国が全責任を持って開発をしていくわけでございますので、東京都にちゃんと引き渡すまではいろいろ措置をとるといことが、地域住民のためにとるべき措置であるというところを考慮しているわけでございます。

○鈴木壽君 時間がなくなりましたから、簡単にあと何っておきますが、さっきの、私、国会法の七十六条と申し上げて恐縮でしたが、六十七条ですが、これは結局、憲法第九十五条の規定について、国会での扱いといたしまして、手続といたしまして、そういふものの規定だと見るしかないんじゃないかと思いますが、国会でかかって、何といひますか、こういうふうに認めてどうなんやうんだ、こういうことじゃありませんか、どうなんやうなことがどうなんやうかというふうにお聞きしたのでした。六十七条に、こういうふうにして最終的にこうして法律が確定する、こういうのであります。きめたあとで、そして他の法律によるところの投票による同意とか、いろいろなことをやって、その確定を待って初めて法律として確定する、こういう一つの手続を、何といひますか、詳しくやつたものじゃないだろうかと、こういうふうに思ふんですが、そういう考え方であれを理解していいと思ひますが、いかがでございますか。

○政府委員(高辻正巳君) 九十五条は、「国会は、これを制定することができない」という最後の文句がそうなっておりますが、国会法は、法律になる場合について、住民投票に付して、その過半数の同意を得たときに、その国会の議決が確定して法律となるというわけで、実は九十五条の立法機関としての国会の法律の制定時といひますか、結論としては、全く九十五条の特別法の制定、それは住民投票が確定して必ず同意を得たときに法律と

なるというところを明確にしたということでございます。したがって、鈴木委員のおっしゃることが正しいと思ひます。

○鈴木壽君 ひとつ総務長官にお尋ねをします。先ほどから私、心配だとか何とか、あるいはまた、国が準備直轄みたいなことをするんじゃないかというところをおそれるというふうなことを申し上げましたが、今後のいわゆる復興事業の進め方でございます。さっき、あなた聞いていたようにおつたかどうかわかりませんが、復興事業等も、今後どういふふうな復興事業の法律ができて、どういふふうなやり方をするのか、まだいまいたところはない、こうでもないという推測をもってお尋ねするのは、これは失礼だと思ひますから、それについてはやめます。ただ、ここの二月初めに、政府と自民党の首脳部の方々の、この小笠原の扱いについてのいろいろな協議をなされた結論として、新聞に報じられておるところの一つ、これをちょっと私問題だと思ひますのでお聞きしたいのであります。いろいろあるうちのたといは旧島民の帰島あるいは新しい村づくり、一応の生活の安定、現地の復興についての企画立案は国が主体となつて行なう、こういうふうなこと、それからあと米軍基地の引き継ぎの問題であるとかいうようなこともありますが、これはここでは触れないでおきましょう。次に、一般行政で郵政、検察、海上保安などは国が実施する、これは当然のことでございます。それから、保健所、警察、指定統計、食品衛生、道路、河川、生活保護など、通常都道府県が実施する行政については都が実施する、これは当然なことだと思ひます。ただし復興事業の内容をなすものは当面国が主体性を持つて実施する、こういうふうなことがあるわけですね。それから、ついでです。それから申し上げますが、消防、戸籍、住民台帳、上下水道、国民健康保険、清掃などは町村が実施する、こういうふうな島、新しい村づくり、一応の生活の安定、現地の

復興についての企画立案は国が主体となつて行なう。それからもう一つ、さっき言いました都が実施する仕事としてあげられたあとで、ただし復興事業の内容をなすものは当面国が主体性を持つて実施する、この二つの問題であります。さっき言いましたことからも、私くどいように、何でもかんでも国がすべてのことをやるのじゃないか、さうして政令をつくつて、ほとんど国のなすべき仕事だといふので現地の総合機関を通じてやらせるようにするのじゃないか、こういうこと、この心配があるというところでさっきお尋ねをしたのですが、実はさういふことでもありません。大臣や関係の人たちは、いや、さうじゃないのだといふことを言っておりますが、どうもこれからの小笠原についてのいろいろな仕事、事務、特に復興事業、さういふものについては、やはり国があくまで主導権を握つて、国の手で実施するといふようなことがあつたやうで、さういふことはさきつたんじやないか、さう思ふんですが、そこら辺、長官、どういふふうに把握しておられるかですね。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいまの御質問をいただきます。実はさきに意外な感じを受けるのでございますが、私どもは、そこに書き添した項目は、決して新しいことではございません。この行政事務の内容に就いては、その行政事務を一体どこが担当するかというのを列挙的にあげただけにすぎないのでございます。これは通常行政事務の中におきまして、国政と都道府県の行政の間の、町村の行政の行政、それを機械的に並べただけで、何ら他意のあるものではございません。ただし、その復興事業の内容をなすもの云々のことにつきまして、非常にこうわれわれが考え及ばなかつたいろいろなことをお考えになつておられるように思ふのでございます。それは、この東京都におきましても、ほんとうに二十年以上も無人島で過ごしてきたやうな島や、それから不発弾が至るところにあり、またちつとも戦時と変わらないやうな硫黄島でありますとか、あるいは、その他の島とか何島とかい

うやうや、水もないやうな島、さういふところに對します取っかかりのことは、国がやってくれなければ困るのだといふことを、東京都自体でも申してはいるやうなもので、つまり言へば先行投資と申しますか、ほんとうに小笠原に、最初に、何といひますか、船を持っていって、それで運航を開始する、あるいはまた、通信施設を設けて、さうして現地民と日本との通信連絡を保つとか、序の口のまた序の問題はどうしても国がやつて差し上げなければならぬといふことを申したわけでございます。その点はさういふ誤解がないやうに、十分ひとつ御了承のほどをいただきたいと思います。

○鈴木壽君 あまり私、誤解しているつもりもないのですけれども、何べんも申し上げますやうに、大体、たとえば国の総合事務所の仕組みとか、あるいは、そこに持つてくる事業とか事務とかといふやうな規定、あるいは政令でいろいろなことをきめてやるという、さういふ中に心配せざるを得ないやうなものがここに出てくるわけですね。しかも、一方、ここに復興事業の内容をなすものは国が主体性を持つて実施するとなると、これはあらゆることのできるやうに読み取られますものから、それではおかしいんじゃないか。先ほど自治大臣にも念を押しておりましたが、できるだけ「長官、ひとつ聞いてください。できるだけ、従来さういふ場合に、都道府県知事あるいは都道府県の機関をもつて、国の事務であつてもやらせるんですから、それがまた常道だと思ふんだが、さういふことをできるだけやつて、特に国がこれやらなければいけない、これもやらなければいけないといふやうなことをするやうなことをしないやうに、実は注文を申し上げておる。そこで、さっきも申しましたやうに、そのときに長官いられたかどうか——いまおられますから、その問題について、なお念を押して御注文申し上げたい、さう思つてお尋ねをしたのです。

○国務大臣(田中龍夫君) いままで小笠原の委員会の中におきましては、皆さま方の御意見の中

におきまして、いわゆる一旗組みたいものなど、先に行つて、かつてな権限をそこに植へつけて、それで無統制な乱脈なことになってはいけないうたという御注意もあり、また、私が美濃部都知事にお目にかかったときにも、都知事のほうからは、あまり急がないでひとつ計画的にやつてほしいという御話もあり、これはもうやはりむしろ、その御意見の逆でございまして、あくまでも総合的な計画性を持って新しい小笠原というものを開発しなければならぬ、そういうふうな、ほんとうにわれわれといたしましては、どうも痛くない腹をさぐられているような、おかしい気持ちがいまして、善意中の善意を持ってこれは真剣にかようなことを実は考え、また、規定をいたしたような次第でございまして、

それで、ただいまの自治体の権限の問題でございまして、あるいはまた、地方自治の問題にいたしまして、自治大臣がお話を申し上げたように、われわれはほんとうに先行投資、当初の、私のほうはルールを敷くという、緑の下の方持ちだけを担当いたしました、あとは自治体に引き継ぐ、自治省に引き継ぐ、こういうことについていたしておるのでございまして。

○鈴木壽君 最後の一つ。この法律にはないことなので、しかし必要だと思ひますから、この法律になくともやれるんじゃないかと思ふことをひとつ申し上げて、大臣のそれに対するお考えを聞きたいと思ひます。自治大臣です。新しい村をつくる場合に、いまここで「小笠原村を置く。」ということになりまして、いま言ったような規定は何もそれ以上ありませんが、普通新しい村をつくる場合には、関係地方公共団体の意見を聞かなければならぬというところでやつてきたのが通例であります。そこで、これは関係地方公共団体と言つても、市町村ではあまり関係があるとは言へませんが、やはり東京都は関係する地方公共団体になると思ひますが、これは自分の区域のところのやつでございまして、その意見を聞くというのは、東京都の議会でも議決をする形で意見を聞

いたということになると思ひますが、そういう手続をとつて、東京都も、いわゆる関係する地方公共団体も、こういうことに、何といひますか、同意といたしますか、承諾を与えているのだという形をとつたほうがいいというふうに思ひますが、いかがでございまして、法律には何もそういうことをやれともなとも書いてありませんけれども、

○国務大臣(赤澤正道君) この問題は、当初から美濃部知事とも密接な連絡をとつております。それは当然やるべき問題でございまして、知事の意に反して何ごともやつておるわけではないのです。ただ、同意を得るということは、東京都議会の議決ということもありませんでしたけれども、議会にまで一々かけなければならぬということは私も考えておりません。しかし、少なくとも都知事とも密接な連絡をとつて、歩調を一にしてやらなければならぬと思ひますし、そういう方向を現にとつております。

○鈴木壽君 もちろん、知事とはいろいろ話し合ひをしてしる連絡をとつておやりになったんだらうと思ひますが、私が言うのは、そういうことだけではない、新村を置くという場合には、いままでの法律からいいますと、いままでのたてまえからいいますと、関係する地方公共団体のいひゆる意見を聞いてやらなければならぬ、こういうことがありますが、この場合でもそういうふうにするほうがすなおでやり方としていいんじゃないだらうか、こう思ひますので、これはもちろん、同意なり意見を聞くというところは、地方議会の議決を経なければなりません。そういうことをできたらひとつやつて、関係する地方公共団体も同じ気持ちになつて、一緒にこういうふうなものをやるのだ、こういう気持ちになつたほう——ならしたほうというものは少し言ひ方がおかしいですが——そういうものが私はほしいと思ひますが、そういう意味から、どうでしょう、こういうことです。

○国務大臣(赤澤正道君) 先ほどからと申しますように、気持ちとしては、そうあるべきだと思へばこそ、都知事あたりと密接な連絡をとつて、意見も十分聞いてやつておるわけでございますが、ここにいま法律を提案しておるわけでございますので、やはりこれを御審議願ひましたら、この法律のとおりにやらしていただきたい、かように思ひます。

○鈴木壽君 法律を今度変えて、そういうものをつけ加えてやれというのでなくて、この法律がおそらく通るでしょう。通つたあとも、東京都のそういうものがあつたほうが私はいいことではないか、こういうふうな思ひから、どうでしょう、そういうことについて知事あたりと話をしたらどうか、こういうことです。

○国務大臣(赤澤正道君) 東京都議会が賛成の議決をなさることは、これは御自由ですけれども、ここであらためて議論すべき性質のものではないというふうな考慮しております。ですから、私もも気持ちとしてはそうでございしますので、東京都の意思を都知事が代表しておるものと考えて、よく話し合つておるということをひとつお認めを願ひたいと思ひます。

○鈴木壽君 そう言われると、またもつとやりたくなるのですけれども、ただ今回の第十八条は、「小笠原村を置く。」という、それだけの規定では私はやっぱりおかしいと思ひます。一方的にな——いや、これは当然だ、国がやるのだ、こう言つてしまふはそれまでですけれども、そういうやり方をいままでとはなかつたし、新村の設置の場合、さつき言ひましたように、ちゃんと関係する地方公共団体の意見を聞いてやらなければならぬ、こういう一つの方式といひますか、しきたりといひますか、そういうものができているのですよ。だから、それをなぜやれないことにしたのかというところ実は私お聞きしたかつたのですけれども、まあまあここまで来たのだからと思つて黙つておりましたけれども、そういうこともありますから、いまさら私、ここに文章をつけ足してそういうものをやれとか、絶対にそういうものが

必要だから、それなしにはこの法律の効力を発生さしてはいかぬとかいうことを言うのじゃない。これからの話し合ひで、東京都もやはりひとつそれに賛成するといふようなことがあつたら、うまくいくんじゃないだらうかなというふうに私思ひから、どうだらうかと、こういうことなんです。ただ、これが正しいんだ、これによつてどうにでも法律そのものはやらしてもらわなければいけないのだ、こういうことは私の気持ちは違ふんです。答弁はよろしうございまして。

○委員長(伊藤五郎君) 他に御質問もなければ、本連合審査会はこれにて終了することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤五郎君) 御異議ないと認めます。よつて、連合審査会は終了することに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

昭和四十三年六月一日印刷

昭和四十三年六月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局